言渡	平成25年4月26日
交付	平成25年4月26日
裁判所書記官	

平成21年(ワ)第26989号 損害賠償等請求事件 口頭弁論の終結の日 平成25年1月31日

判決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主

- 1 被告は、原告Hに対し511万9400円、原告Iに対し454万7400円、原告Jに対し383万2400円、原告Kに対し469万0400円、原告Lに対し554万8400円、原告M、原告N、原告O及び原告Pに対しそれぞれ337万2416円、原告Qに対し859万1916円、原告Rに対し837万7416円並びに上記各金員に対する平成21年8月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、別紙書籍目録記載1ないし12の各書籍を出版し、販売してはならない。
- 3 被告は、その占有する前項記載の各書籍を廃棄せよ。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを5分し、その2を原告らの負担とし、 その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 被告は、原告H、原告I、原告J、原告K及び原告Lに対しそれぞれ171
   6万円、原告M、原告N、原告O及び原告Pに対しそれぞれ1191万333
   2円、原告Q及び原告Rに対しそれぞれ1906万3332円並びに上記各金員に対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、別紙書籍目録記載1ないし12の各書籍を出版し、販売してはならない。
- 3 被告は、その占有する前項記載の各書籍を廃棄せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告が原告らを被写体とする写真を掲載した書籍を出版、販売し、これにより、原告らの肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利及びみだりに自己の容貌等を撮影されず、また、自己の容貌を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益が侵害されたと主張して、それぞれ、被告に対し、不法行為による損害賠償金及びこれに対する不法行為の後である訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の遅延損害金の支払を求めるとともに、上記侵害のいずれかに基づく書籍の出版及び販売の差止め並びにその廃棄を求める事案である。

- 1 前提となる事実(当事者間に争いのない事実)
  - (1) 原告H,原告I,原告J,原告K及び原告Lは,株式会社ジャニーズ事務所(以下「ジャニーズ事務所」という。)に所属するタレントで,アイドルグループ「嵐」のメンバーとして芸能活動を行う者であり,原告M,原告N,原告O,原告P,原告Q及び原告Rは,ジャニーズ事務所に所属するタレントで,アイドルグループ「KAT-TUN」のメンバーとして芸能活動を行

う者である。

被告は、書籍や雑誌の企画、編集、制作、発行及び販売等の事業を目的と する株式会社である。

- (2) 被告は、別紙書籍目録の各「発行年月日」欄記載の日に、同目録の各「題名」欄記載の題名で、原告らを被写体とする写真(以下「本件各写真」という。)を掲載した書籍(甲1ないし12。以下、それぞれを同目録の番号に従い「本件書籍1」のようにいい、併せて「本件各書籍」という。)を出版し、これらをいずれも定価1300円(消費税を除く。)で販売した。
- (3) 原告らは、被告側のカメラマンが本件各写真を撮影したり、被告が本件各写真を本件各書籍に掲載したりすることを承諾しておらず、本件各写真は、原告らに無断で撮影され、本件各書籍に掲載された。

## 2 争点

- (1) 被告が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為が,原告らの肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利を侵害するか否か。
- (2) 被告が本件各写真を撮影し、これを本件各書籍に掲載する行為が、みだりに自己の容貌等を撮影されず、また、自己の容貌を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益を侵害するか否か。
- (3) 上記(1)の権利の侵害及び上記(2)の利益の侵害により各原告らが受けた 損害の額。
- (4) 原告らが被告に対し本件各書籍の出版及び販売の差止め並びに廃棄を請求することができるか否か。
- 3 争点についての当事者の主張

- (1) 争点 1 (被告が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為が,原告らの肖像が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利を侵害するか否か) についてア 原告らの主張
  - (ア) 本件各写真は、別紙個別主張一覧表(1)ないし(12)の各「原告らの主張」欄記載のとおりである(ここで用いた分類及び記号は、別紙「原告らの主張における分類及び記号についての説明」に記載のとおりである。)。また、上記主張に対する被告の反論に対する原告らの認否は、別紙個別主張一覧表(1)ないし(12)の各「被告の主張及び原告らの認否」の「原告ら」欄に記載のとおりである(ここで用いた記号についての説明は、別紙「被告が提示する各要素と対応する記号の説明」に記載のとおりである。なお、原告らは、空白の項目については被告の主張を争わず、また、「写真の鮮明度」、「肖像占有度」及び「表情・ポーズ等」については認否をしない。)。以上から明らかなように、本件各写真は、本件各書籍の全体にわたって掲載されている。
  - (イ) パブリシティ権とは、固有の名声、社会的評価、知名度等を獲得した著名な芸能人が、その氏名、肖像等の顧客吸引力に係る経済的価値を独占的、排他的に享受することができる権利であり、原告らは、広く名声、社会的評価、知名度等を獲得した極めて著名な芸能人であるから、パブリシティ権を有する。

本件各書籍は、本件各写真を多数の頁に大きくカラーで掲載し、中には2頁見開きや1頁全面にわたって掲載しているものも多く存在するのであり、また、記事が掲載された頁であっても、大半は写真との間に

何らの関連性がないか、単に写真の撮影状況を説明するにとどまる。そして、本件各書籍の題名には、原告らの氏名及びグループ名に加え、「お宝フォトファイル」等写真を集めたことを表す言葉が付されている。しかも、原告らは、人気のあるアイドルで、特にその容貌に高い評価を受けているから、一般の読者は、専ら原告らの肖像等を鑑賞することを目的として本件各書籍を購入するものである。

そうであるから、本件各書籍は、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、被告が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為は、原告らのパブリシティ権を侵害する。

# イ 被告の主張

- (ア) 本件各写真についての原告らの主張に対する反論は、別紙個別主張一覧表(1)ないし(12)の各「被告の主張及び原告らの認否」の「被告」欄に記載のとおりである(なお、ここで用いた要素と記号は、別紙「被告が提示する各要素と対応する記号の説明」に記載のとおりである。)。本件各書籍は、原告らに関する様々なエピソードを紹介しつつ、原告らの芸能人としての歩みを論ずるものであり、その中心は、原告らに関する文章であって、本件各写真は、その容貌やファッション等の変遷や主たる芸能活動の歴史を視覚的に表現するのに必要な限度で用いられているにすぎない。
- (イ) 本件各書籍は、原告らに関する様々な情報を読者に伝えることを目 的としているから、写真と文章が同じ頁に印刷されているものが多く、

写真の上に文章が印刷されているものもある上, 21cm×14.8cmという小さな判を使用しているから,多くはさらに細分化された枠で写真を掲載しているのであり,また,質の高い紙を使用していない。そして,別紙個別主張一覧表(1)ないし(12)の各「被告の主張及び原告らの認否」の「被告」欄記載の各要素を併せ考慮すれば,本件各写真は,それ自体で独立して鑑賞するに値するものではない。

そうであるから、本件各書籍は、原告らのファンが知りたがっている情報を伝えることを目的としたものであって、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用したものではなく、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえないから、被告が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為は、原告らのパブリシティ権を侵害しない。

(2) 争点 2 (被告が本件各写真を撮影し,これを本件各書籍に掲載する行為が, みだりに自己の容貌等を撮影されず,また,自己の容貌を撮影された写真を みだりに公表されない人格的利益を侵害するか否か) について

### ア 原告らの主張

- (ア) すべての人は、みだりに自己の容貌等を撮影されず、撮影された肖像写真を使用されない権利としての肖像権を有するから、本人の承諾のない写真撮影及び公表は、原則として違法であり、公共の利害に関わり、専ら公益を図る目的でされ、その方法がその目的に照らして相当である場合に違法性が阻却される。
- (イ) 本件各写真は、① コンサート会場や記者会見等の公開の場所にお

ける原告らの姿を撮影したもの (別紙個別主張一覧表(1)ないし(12)の各「原告らの主張」の「AorB」欄のA)と,② 芸能活動を離れた私生活において,私服姿で路上等を通行している原告らの姿を撮影したもの (上記「AorB」欄のB)に大別できるが、原告らの私生活における行動、芸能活動、容貌及びファッション等の情報は、公共の利害に関する事実ではなく、これらを撮影して写真集として販売する社会的な必要性もない。そして、本件各写真を撮影し、これを本件各書籍に掲載して出版する目的は、写真集として販売し、利益を追求することにあるから、公益性もない。しかも、本件各写真は、全て原告らに無断で撮影されたものであって、撮影の態様は不相当である。

そうであるから、被告が本件各写真を撮影し、これを本件各書籍に掲載する行為は、原告らの上記利益を侵害する違法なものである。

## イ 被告の主張

原告らの容貌,ファッション及び人物像等の情報は,公共の利害に関する事実であり,また,本件各写真を撮影し,これを本件各書籍に掲載して出版する目的は,原告らに関する様々なエピソードを紹介しつつ,原告らの芸能人としての歩みをファンに伝えることにあるから,専ら公益を図る目的である。

しかも、本件各書籍に掲載されている原告らの写真のうち、コンサート会場や記者会見等の公開の場所における原告らの容貌や姿態を撮影したもの(別紙個別主張一覧表(1)ないし(12)の各「原告らの主張」の「AorB」欄のA)の中には、一般人の感受性を基準として撮影や掲載を望まないよ

うなものは見当たらない。記者会見等においては、カメラマンが原告らの 肖像写真を撮影し、これを種々のメディアで使用することが包括的に承諾 されているし、コンサート会場での写真は、その写り具合等からみて、主 催者から承諾を得たカメラマンが撮影したものであり、そもそも、記者会 見やコンサート会場等の公開の場所における原告らの容貌や姿態は、公衆 の目に触れることが当然の前提であるから、原告らに無断で写真が撮影さ れ、撮影された写真が公表されたとしても、原告らの人格的利益の侵害が 社会生活上受忍すべき限度を超えるとはいえない。また、私服姿で路上等 を通行している原告らの姿を撮影した写真(別紙個別主張一覧表(1)ないし (12)の各「原告らの主張」の「AorB」欄のB) も、ごく普通の行動を 撮影したもので、撮影方法は相当であるし、そのほとんどは、原告らが仕 事のためにスタジオ等に出入りする場面を撮影したものであり、そこでは ファンに見られ、ファンと交流することが予定されていて、芸能活動を離 れた純然たる私生活の場面ではないから、このような写真が撮影され、撮 影された写真が公表されたとしても, 原告らの人格的利益の侵害が社会生 活上受忍すべき限度を超えるとはいえない。

したがって、被告が本件各写真を撮影し、これを本件各書籍に掲載する 行為は、原告らの上記利益を侵害するものではない。

(3) 争点 3 (上記(1)の権利の侵害及び上記(2)の利益の侵害により各原告らが 受けた損害の額) について

# ア 原告らの主張

(ア) 被告が原告らの肖像が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利及

びみだりに自己の容貌等を撮影されず、また、自己の容貌を撮影された 写真をみだりに公表されない人格的利益を侵害したことにより、原告ら は、被告が本件各書籍を出版するについて、その肖像写真、氏名及びグ ループ名等の使用を許諾した場合に得ることができる利益に相当する 額及び弁護士費用相当損害金の損害を受けた。

原告らがこれまでに出版を許諾した写真集は、所属プロダクションであるジャニーズ事務所や同事務所が原告らの肖像の管理等を委託しているグループ会社が契約当事者となって発行者との間で出版契約を締結しているが、その際に発行者から受領する許諾料は、本体価格の10%を優に超える。そうであるから、原告らが受けた損害の額は、本件各書籍の小売価格1300円の10%にそれぞれの発行部数10万部を乗じた金額とその1割に相当する弁護士費用相当損害金を合算した金額を下回ることはない。

(イ) そこで、各原告らが受けた損害の額を算定すると、以下のとおりに なる。

## a 原告H

原告日の権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍1及び6であるところ、本件書籍6は嵐のメンバー5名の写真集であるから、原告日が受けた本件書籍6に係る損害の額は、嵐のメンバー5名が受けた損害の額の5分の1に相当する額である。

そうすると、原告Hが受けた損害の額は、次の①ないし③を合計した1716万円である。

- ① 本件書籍1に係る損害の額 1300万円(1300円×10万部×10%=1300万円)
- ② 本件書籍6に係る損害の額 260万円(1300円×10万部×10%÷5=260万円)
- ③ 弁護士費用相当損害金 156万円 ((1300万円+260万円)×10%=156万円)

# b 原告 I

原告 I の権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍 2 及び 6 であるところ、本件書籍 6 は嵐のメンバー 5 名の写真集であるから、原告 I が受けた本件書籍 6 に係る損害の額は、嵐のメンバー 5 名が受けた損害の額の 5 分の 1 に相当する額である。

そうすると、原告 I が受けた損害の額は、次の①ないし③を合計した1716万円である。

- ① 本件書籍2に係る損害額 1300万円(1300円×10万部×10%=1300万円)
- ② 本件書籍6に係る損害額 260万円(1300円×10万部×10%÷5=260万円)
- ③ 弁護士費用相当損害金 156万円 ((1300万円+260万円)×10%=156万円)

# c 原告 J

原告 J の権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍 3 及び 6 であるところ、本件書籍 6 は嵐のメンバー 5 名の写真集であるから、原告 J

が受けた本件書籍6に係る損害の額は、嵐のメンバー5名が受けた損害の額の5分の1に相当する額である。

そうすると、原告Jが受けた損害の額は、次の①ないし③を合計した1716万円である。

- ① 本件書籍3に係る損害額 1300万円(1300円×10万部×10%=1300万円)
- ② 本件書籍6に係る損害額 260万円(1300円×10万部×10%÷5=260万円)
- ③ 弁護士費用相当損害金 156万円 ((1300万円+260万円)×10%=156万円)

## d 原告K

原告Kの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍4及び6であるところ、本件書籍6は嵐のメンバー5名の写真集であるから、原告Kが受けた本件書籍6に係る損害の額は、嵐のメンバー5名が受けた損害の額の5分の1に相当する額である。

そうすると、原告Kが受けた損害の額は、次の①ないし③を合計した1716万円である。

- ① 本件書籍4に係る損害額 1300万円(1300円×10万部×10%=1300万円)
- ② 本件書籍6に係る損害額 260万円(1300円×10万部×10%÷5=260万円)
- ③ 弁護士費用相当損害金 156万円

 $((1300万円+260万円) \times 10\% = 156万円)$ 

## e 原告L

原告Lの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍5及び6であるところ、本件書籍6は嵐のメンバー5名の写真集であるから、原告Lが受けた本件書籍6に係る損害の額は、嵐のメンバー5名が受けた損害の額の5分の1に相当する額である。

そうすると、原告Lが受けた損害の額は、次の①ないし③を合計した1716万円である。

- ① 本件書籍5に係る損害額 1300万円(1300円×10万部×10%=1300万円)
- ② 本件書籍6に係る損害額 260万円(1300円×10万部×10%÷5=260万円)
- ③ 弁護士費用相当損害金 156万円 ((1300万円+260万円)×10%=156万円)

## f 原告M

原告Mの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍7,11及び12である。本件書籍7は原告M及び原告N2名の写真集であるから、原告Mが受けた本件書籍7に係る損害額は、2名が受けた損害の額の2分の1に相当する額であり、本件書籍11及び12はKAT-TUNのメンバー6名の写真集であるから、原告Mが受けた本件書籍11及び12に係る損害の額は、KAT-TUNのメンバー6名が受けた損害の額の6分の1に相当する額である。

そうすると、原告Mが受けた損害の額は、次の①ないし④を合計した1191万3332円である。

- ① 本件書籍7に係る損害額 650万円(1300円×10万部×10%÷2=650万円)
- ② 本件書籍11に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ③ 本件書籍12に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ④ 弁護士費用相当損害金 108万円 ((650万円+216万6666円×2)×10%≒108万円)

# g 原告N

原告Nの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍7,11及び12である。本件書籍7は原告M及び原告N2名の写真集であるから、原告Nが受けた本件書籍7に係る損害額は、2名が受けた損害の額の2分の1に相当する額であり、また、本件書籍11及び12はKATーTUNのメンバー6名の写真集であるから、原告Nが受けた本件書籍11及び12に係る損害の額は、KATーTUNのメンバー6名が受けた損害の額の6分の1に相当する額である。

そうすると、原告Nが受けた損害の額は、次の①ないし④を合計した1191万3332円である。

① 本件書籍7に係る損害額 650万円(1300円×10万部×10%÷2=650万円)

- ② 本件書籍11に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ③ 本件書籍12に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ④ 弁護士費用相当損害金108万円((650万円+216万6666円×2)×10%≒108万円)

原告O

h

原告Oの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍8,11及び12である。本件書籍8は原告O及び原告P2名の写真集であるから、原告Oが受けた本件書籍8に係る損害額は、2名が受けた損害の額の2分の1に相当する額であり、また、本件書籍11及び12はKAT-TUNのメンバー6名の写真集であるから、原告Oが受けた本件書籍11及び12に係る損害の額は、KAT-TUNのメンバー6名が受けた損害の額の6分の1に相当する額である。

そうすると、原告Oが受けた損害の額は、次の①ないし④を合計した1191万3332円である。

- ① 本件書籍8に係る損害額 650万円(1300円×10万部×10%÷2=650万円)
- ② 本件書籍11に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ③ 本件書籍12に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)

④ 弁護士費用相当損害金 108万円

 $((650万円 + 216万6666 円 \times 2) \times 10\% = 108万円)$ 

## i 原告P

原告Pの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍8、11及び1 2である。本件書籍8は、原告O及び原告P2名の写真集であるから、 原告Pが受けた本件書籍8に係る損害額は、2名が受けた損害の額の 2分の1に相当する額であり、また、本件書籍11及び12はKAT -TUNのメンバー6名の写真集であるから、原告Pが受けた本件書 籍11及び12に係る損害の額は、KAT-TUNのメンバー6名が 受けた損害の額の6分の1に相当する額である。

そうすると、原告Pが受けた損害の額は、次の①ないし④を合計し た1191万3332円である。

- ① 本件書籍8に係る損害額 650万円 (1300 円×10 万部×10 %÷2 = 650 万円)
- ② 本件書籍11に係る損害額 216万6666円  $(1300 \text{ P} \times 10 \text{ F} \times 10 \text{ %} \div 6 = 216 \text{ F} 66666 \text{ } 6 \text{ } )$
- ③ 本件書籍12に係る損害額 216万6666円  $(1300 \text{ P} \times 10 \text{ 万部} \times 10 \% \div 6 = 216 \text{ 万66666})$
- ④ 弁護士費用相当損害金 108万円  $((650万円 + 216万6666 円 \times 2) \times 10\% = 108万円)$

#### 原告Q j

原告Qの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍9、11及び1

2である。本件書籍11及び12はKAT-TUNのメンバー6名の写真集であるから、原告Qが受けた本件書籍11及び12に係る損害の額は、KAT-TUNのメンバー6名が受けた損害の額の6分の1に相当する額である。

そうすると、原告Qが受けた損害の額は、次の①ないし④を合計した1906万3332円である。

- ① 本件書籍9に係る損害額 1300万円(1300円×10万部×10%=1300万円)
- ② 本件書籍11に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ③ 本件書籍12に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ④ 弁護士費用相当損害金 173万円 ((1300万円+216万6666円×2)×10%≒173万円) k 原告R

原告Rの権利及び利益を侵害する書籍は、本件書籍10,11及び12である。本件書籍11及び12はKAT-TUNのメンバー6名の写真集であるから、原告Rが受けた本件書籍11及び12に係る損害の額は、KAT-TUNのメンバー6名が受けた損害の額の6分の1に相当する額である。

そうすると、原告Rが受けた損害の額は、次の①ないし④を合計した1906万3332円である。

- ① 本件書籍10に係る損害額 1300万円(1300円×10万部×10%=1300万円)
- ② 本件書籍11に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ③ 本件書籍12に係る損害額 216万6666円(1300円×10万部×10%÷6=216万6666円)
- ④ 弁護士費用相当損害金173万円((1300万円+216万6666円×2)×10%≒173万円)

# イ 被告の主張

- (ア) 被告が原告らの肖像が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利及 びみだりに自己の容貌等を撮影されず、また、自己の容貌を撮影された 写真をみだりに公表されない人格的利益を侵害したとしても、原告が受 けた損害の額は、人格的な価値が損なわれたことによる精神的な苦痛を 慰謝するのに必要な限度の金額にとどまる。本件各写真は、公衆の目に 触れた原告らの肖像に係るものであって、原告らの社会的な評価を低下 させるものではなく、その名誉感情を損なうものでもない。そうである から、原告らが受けた損害の額は、原告らの名誉やプライバシーを侵害 した場合の慰謝料額を大きく下回るべきものである。
- (イ) 本件各書籍の発行部数がそれぞれ10万部であることは否認する。 仮に原告らが逸失利益の損害を受けることがあるとしても、被告が本件 各書籍を販売したことによって、原告らが正規の写真集を販売して利益 を得る機会を逸したとはいえない。また、原告らの正規の写真集に係る

契約における使用料率等は、原告らに支払われる肖像等の使用料を適正に反映したものではなく、仮に出版社等からジャニーズ事務所に使用料等が支払われるとしても、そのうちの一定額は、仲介手数料等としてジャニーズ事務所に徴収されるのであるから、原告らの正規の写真集に係る契約書の内容は、本件各書籍で原告らの肖像等が使用されたことによって原告らが被った損害の額を算定する際の参考にはならない。

(4) 争点 4 (原告らが被告に対し本件各書籍の出版及び販売の差止め並びに廃棄を請求することができるか否か) について

# ア 原告らの主張

原告らは、厳格に肖像を管理し、肖像の撮影やその掲載を承諾する際には、掲載する媒体、時期、内容、目的、条件、原告らの他の芸能活動に与える影響等様々な要素を考慮してその可否を判断している。しかし、本件各書籍は、原告らに無断で発行されたから、原告らは、上記各要素を考慮することができず、また、本件各写真は、原告らが公開を承諾したものではなく、隠し撮りの写真も多く含まれるから、原告らが受けた精神的苦痛は極めて大きい。そして、本件各書籍が存在し、その出版、販売が継続している間は、原告らの権利又は利益の侵害が継続する。これに対し、本件各書籍は、公共の利害に関する内容を含まず、国民の知る権利にも寄与しないから、表現行為としての重要性が低く、仮に本件各書籍の出版及び販売の差止めを認めたとしても、被告が被る不利益は小さい。

そうであるから、原告らの権利又は利益の侵害を排除するためには、本 件各書籍の出版及び販売を差し止めて、これを廃棄するほかない。

# イ 被告の主張

原告らは、その肖像等を自ら商品化しているから、その権利や利益の侵害があっても、金銭賠償によって事後的に損害を回復することが可能である。原告らは、そもそも自ら積極的にその肖像等を広く公衆に知らしめようとしているのであるから、本件各書籍が出版、販売されることによって、強い精神的苦痛を負うこともない。これに対し、本件各書籍の出版及び販売を差し止めると、被告及び本件各書籍の著者の表現の自由を害し、原告らのファンの知る権利をも害することになる。

そうであるから、本件各書籍の出版及び販売の差止め並びに廃棄は、認 められるべきではない。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 争点 1 (被告が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為が,原告らの肖像が 有する顧客吸引力を排他的に利用する権利を侵害するか否か)について,判断 する。
  - (1) 人の氏名,肖像等(以下,併せて「肖像等」という。)は,商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があり,このような顧客吸引力を排他的に利用する権利(以下,この権利を「パブリシティ権」という。)は,肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから,人格権に由来する権利の一内容を構成するものということができる。他方,肖像等に顧客吸引力を有する者は,社会の耳目を集めるなどして,その肖像等を時事報道,論説,創作物等に使用されることもあるのであって,その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。そうすると,肖像等を無断で使

用する行為は、① 肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、② 商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③ 肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である(最高裁平成21年(受)第2056号同24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁参照)。

- (2) 前提となる事実に、証拠(甲1ないし12,16,17,18の1及び2,19,乙1の1ないし12,2,7ないし10)及び弁論の全趣旨を総合すれば、原告H、原告 I、原告 J、原告 K及び原告 L は嵐のメンバーであり、原告 M、原告 N、原告 O、原告 P、原告 Q及び原告 R は KAT T U N のメンバーであるところ、嵐及び KAT T U N は、いずれも本件各書籍が出版されたころから現在に至るまで人気のあるアイドルグループであることが認められるから、原告らの肖像等は、顧客吸引力有するものと認められる。
- (3) そこで、被告が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為が、原告らのパブ リシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるか否かについて、 検討する。

# ア 本件書籍1について

- (ア) 証拠(甲1)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍1は、「嵐 H コンプリートお宝フォトファイル Starring」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。 本件書籍1には、その表表紙、裏表紙及び表表紙の袖を含めて、原告Hを被写体とするカラー写真が合計162枚(別紙個別主張一覧表

- (1)の写真番号甲1-1ないし162の各写真。以下,個々の写真を別紙個別主張一覧表(1)ないし(12)の写真番号に従い「写真甲1-1」のようにいう。)掲載されており,各写真が掲載された頁,各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置,各写真の被写体とされた原告は,別紙個別主張一覧表(1)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄,「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり,また,各写真の大きさは,同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」の「被告」欄に記載のとおりである(ただし,写真甲1-112は88頁に,写真甲1-114は90頁に,写真甲1-116は91頁に,写真甲1-150は108頁に掲載されている。また,写真甲1-23の大きさは「B」,写真甲1-62の大きさは「C」である。)。
- b 表表紙には、「ARASHI 嵐 コンプリートお宝フォトファイル H Starring」、「秘蔵お宝写真150カットで綴る情熱のメモリー」と記載され、写真甲1-1ないし3が掲載されている。また、本件書籍1の背表紙には、「嵐 ARASHI H コンプリートお宝フォトファイル」と記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲1-4及び5が掲載されている。
- c 1頁には、「ARASHI 嵐 コンプリートお宝フォトファイル H Starring」と記載され、甲1-6及び7が掲載されている。 2頁には、写真甲1-8が掲載されている。
  - 3頁には、「CONTENTS H」との見出しの下に、次のような

目次が記載され、写真甲1-9が掲載されている。 「●Introduction ……………4 ●PART1 情熱の軌跡 1999-2004 ·······14 Column① "キャプテン愛"はどこへ行く!? .....4 0 ● PART2 ターニングポイント 2005-2006…42 ●SPECIAL PART Precious Shots ..... 5 6 o f H PART3 Star Performer 2 0 0 7 - 2 0 0 8 ...... 6 0 Column② Change! Change! ●PART4 H's Jr. days ~ I r . 時代~ ············· 1 0 0 ● PROFILE ......1081 4ないし13頁は、「Introduction」の章で、5頁には、 上記見出しの下に、原告Hを紹介する前文があり、4ないし13頁に は、写真甲1-10ないし22が掲載され、7及び13頁には、それ ぞれの写真の脇に原告Hに関する短い記述がある。 e 14ないし41頁は、「PART1 情熱の軌跡 1999-200 4」の章で、14及び15頁には、上記見出しの下に、原告Hがアイ

ドルとしてかつてない独自の存在感を醸し出していたことなどを記

述する前文があり、14ないし39頁には、写真甲1-23ないし47が枚掲載され、15ないし18、21、23、24、26、35、36、37及び38頁には、それぞれの写真の脇に原告H又は嵐に関する短い記述がある。

40及び41頁は、「Column① "キャプテン愛"はどこへ行く!?」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲1-48及び50を背景に、原告Hの魅力を説明する文章があり、写真甲1-49及び51が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- f 42ないし55頁は、「PART2 ターニングポイント 2005 -2006」の章で、43頁には、上記見出しの下に、原告Hが2005年から2006年にかけてターニングポイントを迎えたことなどを記述する前文があり、42ないし55頁には、写真甲1-52ないし65が掲載され、43、45、46、48、51及び53頁には、それぞれの写真の脇に原告H又は嵐に関する短い記述がある。
- g 56ないし59頁は,「SPECIAL PART Precious Shots of H」の章で, 56及び57頁には, 上記見出しの下に, 原告Hのファッションを記述する前文があり, 56ないし59頁には, 写真甲1-66ないし72が掲載されている。
- h 60ないし99頁は、「PART3 Star Performer2007-2008」の章で、60及び61頁には、上記見出しの下に、嵐が2007年、2008年に開催されたコンサートで活躍した

ことなどを記述する前文があり、60ないし96頁には、写真甲1-73ないし129が掲載され、61、67、72、81、85及び92頁に、それぞれの写真の脇に原告H又は嵐に関する短い記述がある。97ないし99頁は、「Column② Change! Jとの小見出しのコラムで、3頁にわたり、写真甲1-130及び132を背景に、原告Hがデビュー当時他の嵐のメンバーより認知度が低かったこと、2008年に個展を開催してから舞台やドラマの主役を務め活躍していることなどを記述する文章があり、写真甲1-131、133ないし135が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- i 100ないし107頁は,「PART4 H's Jr.days ~ Jr. 時代~」の章で, 100頁には, 上記見出しの下に, Jr. 時代の原告Hが, 嵐のメンバーの中で唯一, 100人を超えるファンに取り囲まれる状況を経験していないことなどを記述する前文があり, 100ないし107頁には, 写真甲1-136ないし149が掲載され, 107頁には, 写真の脇に原告Hに関する短い記述がある。
- j 108ないし110頁には、「ARASHI PROFILE」との
   見出しの下に、嵐のCD、ビデオ/DVD、書籍/写真集、ドラマ/
   映画、コンサートの題名等の情報が記載され、写真甲1-150ない
   し153が掲載されている。

111頁には、「H PROFILE」との見出しの下に、原告Hの

生年月日,出身地等の情報とともに,原告Hが出演したドラマ,舞台, ソロコンサートの題名等の情報が記載され,写真甲1-154及び1 55が掲載されている。

- k 112頁には, 奥付と編著者の紹介が記載され, 写真甲1-156 ないし160が掲載されている。
- 1 裏表紙には、目次が記載され、写真甲1-161及び162が掲載 されている。
- (イ) 本件書籍1は、その題名を「H コンプリートお宝フォトファイル」 とし、表表紙に「秘蔵お宝写真150カットで綴る情熱のメモリー」と の記載があるように、原告Hを主な被写体とする写真を大量に掲載した 写真集である。

すなわち、本件書籍1は、表紙のほか、112頁全てにわたり、主に原告日を被写体とするカラー写真162枚を掲載したものであり、しかも、頁の大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのものである。そして、各章(「Introduction」、「PART1」ないし「PART4」及び「SPECIAL PART」)の冒頭には見出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章の導入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義があるということはできない。また、「Column①」及び「Column②」の各コラムには比較的まとまった文章があるが、その具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上記コラムの内容を補足するものということはできず、かえっ

て、本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムは、 本件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。

これらの事情に照らすと、本件書籍1は、本件各写真を鑑賞の対象と することを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍1に掲載する行為は、原告 Hの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、 専ら原告Hの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであ るから、原告Hのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上 違法となるというべきである。

## イ 本件書籍2について

- (ア) 証拠(甲2)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍2は、「嵐 I コンプリートお宝フォトファイル Omnis」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。

本件書籍2には、その表表紙、裏表紙及び表表紙の袖を含めて、主に原告Iを被写体とするカラー写真が合計181枚(写真甲2-1ないし181)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(2)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各

写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲2-8は2頁に、写真甲2-43は28頁の中央に、写真甲2-45は29

頁の右下に、写真甲2-56は38頁に、甲2-81は59頁に、甲2-95は66頁の左下に、甲2-97は67頁の右下に、甲2-167は107頁に掲載されている。)。

- b 表表紙には、「ARASHI 嵐 コンプリートお宝フォトファイル I Omnis」、「秘蔵お宝写真170カットで綴る情熱のメモリー」と記載され、写真甲2-1ないし3が掲載されている。また、本件書籍2の背表紙には、「嵐 ARASHI I コンプリートお宝フォトファイル」と記載されている。そして、本件書籍2の表表紙の袖には、写真甲2-4及び5が掲載されている。
- c 1頁には、「ARASHI 嵐 コンプリートお宝フォトファイル I Omnis」と記載され、写真甲2-6及び7が掲載されている。 2、3頁には、「CONTENTS I」との見出しの下に、次のような目次が掲載され、写真甲2-8及び9が掲載されている。

2007 ......52 Column② パブリックイメージをぶっ壊せ!

- ●PART3 I's Jr. days
  - ~ J r . 時代~ ······· 8 2
- PART4 未知なる領域へ 2008 ………90
- •SPECIAL PART Precious Shots
  - o f I .....1 0 4
- PROFILE ......110」
- d 4ないし15頁は、「Introduction」の章で、5頁に、上記見出しの下に、原告Iを紹介する前文があり、4ないし15頁には、写真甲2-10ないし27が掲載されている。
- e 16ないし51頁は、「PART1 1999-2005 フルスロットルの記憶」の章で、16頁には、上記見出しの下に、原告Iの個性などを記述した前文があり、16ないし27、30ないし51頁には、写真甲2-28ないし41、46ないし72が掲載され、17、18、20ないし24、30、31、36、37、39、40、42、44ないし48及び51頁には、それぞれの写真の脇に原告I又は嵐に関する短い記述がある。

28及び29頁は、「Column① "ヘタレ"が人の心を打つとき」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲2-42及び44を背景に、原告 I が運動を苦手としながら努力をしたことなどを説明する文章があり、写真甲2-43及び45が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 52ないし81頁は、「PART2 2006-2007 With a Passion」の章で、52頁には、上記見出しの下に、2006,2007年における原告Iの活躍を記述する前文があり、52ないし65、68ないし81頁には、写真甲2-73ないし93、98ないし119写真が掲載され、53、54、56、58、60、65、68、70、72ないし74、78ないし81頁には、それぞれの写真の脇に原告I又は嵐に関する短い記述がある。

66及び67頁は、「Column② パブリックイメージをぶっ壊せ!」との小見出しのコラムで、2頁に渡し、写真甲2-94及び96を背景に、原告Iに友人が多いことや原告Iの知的なイメージなどを記述する文章があり、写真甲2-95及び97が掲載されている。

- g 82ないし89頁は,「PART3 I's Jr.days~Jr. 時代~」の章で,82頁には,上記見出しの下に,ジャニーズJr. 時代の原告 I を記述する前文があり,82ないし89頁には,写真甲2-120ないし142が掲載され,83,85及び88頁には,それぞれの写真の脇に原告 I に関する短い記述がある。
- h 90ないし103頁は,「PART4 2008 未知なる領域へ」の章で,90頁には,上記見出しの下に,2008年における原告Iの活躍を記述する前文があり,90ないし103頁には,写真甲2-143ないし161が掲載され,90ないし93及び96頁には,それぞれの写真の脇に原告Iに関する短い記述がある。
- i 104ないし109頁は、「SPECIAL PART Preci

ous Shots of I」の章で、104及び105頁には、 上記見出しの下に、原告Iのファッションを記述する前文があり、1 04ないし109頁には、写真甲2-162ないし171が掲載され、 108頁には、写真の脇に原告Iに関する短い記述がある。

j 110頁は、「ARASHI PROFILE」との小見出しのコラムで、嵐のCD、コンサートの題名等の情報が記載され、写真甲2-172が掲載されている。

111頁には、「I PROFILE」との小見出しの下に、原告 I の生年月日、出身地等の情報とともに、原告 I が出演したドラマ、舞台、報道番組、ソロコンサート、CMの題名等の情報が記載され、写真甲2-173及び174が掲載されている。

- k 112頁には、奥付と同書籍の編著者についての説明が記載され、 写真甲2-175ないし179が掲載されている。
- 1 裏表紙には、目次が記載され、写真甲2-180及び181が掲載 されている。
- (イ) 本件書籍2は、その題名を「I コンプリートお宝フォトファイル」 とし、その表表紙に「秘蔵お宝写真170カットで綴る情熱のメモリー」 との記載があるように、原告Iを主な被写体とする写真を大量に掲載し た写真集である。

すなわち、本件書籍2は、表紙のほか、112頁の全てにわたり、主 に原告Iを被写体とするカラー写真181枚を掲載したものであり、し かも、その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけの ものである。そして、各章(「Introduction」、「PART 1」ないし「PART 4」及び「SPECIAL PART」)の冒頭には見出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章の導入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義があるということはできない。また、「Column①」及び「Column②」の各コラムには比較的まとまった文章があるが、その具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上記コラムの内容を補足するものということはできず、かえって、本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムは、本件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。これらの事情に照らすと、本件書籍2は、本件各写真を鑑賞の対象と

これらの事情に照らすと、本件書籍2は、本件各写真を鑑賞の対象とすることを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍2に掲載する行為は、原告 I の肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、 専ら原告 I の肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告 I のパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上 違法となるというべきである。

## ウ 本件書籍3について

- (ア) 証拠(甲3)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍3は、「嵐 J コンプリートお宝フォトファイルAppas s i o n a t a 」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。

本件書籍3には、その表表紙、裏表紙及び表表紙の袖を含めて、原告」を被写体とするカラー写真が合計182枚(写真甲3-1ないし182)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(3)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲3-20に写っているのは原告」及び原告Kであり、写真甲3-21に写っているのは原告」のみである。また、写真甲3-50は32頁の左下に、写真甲3-52は33頁の右下に、写真甲3-83は56頁に、写真甲3-128は86頁の左下に、写真甲3-130は87頁の中央に、写真甲3-143は95頁に掲載されている。)。

- b 表表紙には、「嵐 ARASHI コンプリートお宝フォトファイル J Appassionata」、「秘蔵お宝写真170カットで綴る 情熱のメモリー」と記載され、写真甲3-1ないし3が掲載されている。また、背表紙には、「嵐 ARASHI J コンプリートお宝フォトファイル」と記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲3-4及び5が掲載されている。
- c 1頁には、「嵐 ARASHI コンプリートお宝フォトファイル
   J Appassionata」と記載され、写真甲3-6及び7が
   掲載されている。

2貝には、「 $CONTENTS$ $J$ 」との見出しの下に、次のような
目次が記載されて、写真甲3-8が掲載され、3頁には、写真甲3-
9が掲載されている。
「● Introduction4
●PART1 雑草魂の航跡 1999-200318
Column① 怖いものはない, さあ前を向け!
3 2
● PART2 飛躍のとき 2004-200646
●SPECIAL PART Precious Shots
o f J 6 4
● P A R T 3 目の前に君の時代が! 2007-2008
6 8
Column② 嵐の"肝"を握る男86
●PART4 J's Jr. days
~ J r . 時代~ ······· 1 0 2
● P R O F I L E1 1 0 J
4ないし17頁は、「Introduction」の章で、5頁に、
上記見出しの下に,原告Jを紹介する前文があり,4ないし17頁に
は,写真甲3-10ないし29が掲載されている。
18ないし31頁は、「PART1 1999-2003 雑草魂の
航跡」の章で、18頁には、上記見出しの下に、原告Jの性格などを
記述した前立があり 1 8 ないし 2 1 2 4 ないし 4 5 再にけ 写直

d

е

甲3-30ないし48,53ないし68が掲載され,19ないし24,27,31,34,36,40,44及び45頁には,それぞれの写真の脇に原告J又は嵐に関する短い記述がある。

32及び33頁は、「Column① 怖いものはない、さあ前を向け!」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲3-49及び51を背景に、原告Jが出演したテレビ番組にどのように取り組んでいたかなどを記述する文章があり、写真甲3-50及び52が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- f 46ないし63頁は、「PART2 2004-2006 飛躍のとき」の章で、46頁には、上記見出しの下に、原告Jが2004年以降、出演するテレビ番組をきっかけに単独での仕事を増やしたことなどを記述する前文があり、46ないし63頁には、写真甲3-69ないし94が掲載され、46ないし48、50、51、53、57及び63頁には、それぞれの写真の脇に原告J又は嵐に関する短い記述がある。
- g 64ないし67頁は、「SPECIAL PART Precious Shots of J」の章で、64及び65頁には、上記見出しの下に、原告Jのファッションを記述する前文があり、64ないし67頁には、写真甲3-95ないし100が掲載され、65頁には、写真の脇に原告Jに関する短い記述がある。
- h 68ないし101頁は、「PART3 2007-2008 目の前

に君の時代が!」の章で、68頁には、上記見出しの下に、2007、2008年における原告 J の活動を記述する前文があり、68ないし85、88ないし101頁には、写真甲3-101ないし126、131ないし154が掲載され、69、72、74、78、80、85、88、89、93、94、97及び101頁には、それぞれの写真の脇に原告 J 又は嵐に関する短い記述がある。

86及び87頁は、「Column② 嵐の"肝"を握る男」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲3-127及び129を背景に、原告Jの人柄やその魅力などを記述する文章があり、写真甲3-128及び130が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- i 102ないし109頁は,「PART4 J's Jr.days~ Jr.時代~」の章で,102頁には,上記見出しの下に,ジャニーズJr.時代の原告Jを記述する前文があり,102ないし109頁には,写真甲3-155ないし172が掲載され,102,104及び108頁には,それぞれの写真の脇に原告Jに関する短い記述がある。
- j 110頁には、「ARASHI PROFILE」との小見出しの下に、嵐のCDのタイトルやコンサートの題名等の情報が記載され、写真甲3-173が掲載されている。

111頁には,「J PROFILE」との小見出しの下に,原告 J の生年月日,出身地等の情報とともに,原告 J が出演したドラマ,映

画, 舞台, CMの題名等の情報が記載され, 写真甲3-174及び175が掲載されている。

- k 112頁には, 奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され, 写真甲3 -176ないし180が掲載されている。
- 1 裏表紙には、目次が記載され、写真甲3-181及び182が掲載 されている。
- (イ) 本件書籍3は、その題名を「J コンプリートお宝フォトファイル」 とし、その表表紙に「秘蔵お宝写真170カットで綴る情熱のメモリー」 との記載があるように、原告Jを被写体とする写真を大量に掲載した写 真集である。

すなわち、本件書籍3は、表紙のほか、112頁全でにわたり、原告 Jを被写体とするカラー写真182枚を掲載したものであり、しかも、 その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのもので ある。そして、各章(「Introduction」、「PART1」ないし「PART4」及び「SPECIAL PART」)の冒頭には見 出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章の導 入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義 があるということはできない。また、「Column①」及び「Col umn②」の各コラムには比較的まとまった文章があるが、その具体的 な内容と掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写 真が、上記コラムの内容を補足するものということはできず、かえって、 本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムは、本 件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。

これらの事情に照らすと、本件書籍3は、本件各写真を鑑賞の対象と することを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍3に掲載する行為は、原告 Jの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、 専ら原告Jの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであ るから、原告Jのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上 違法となるというべきである。

### エ 本件書籍4について

- (ア) 証拠(甲4)によれば、次の事実が認められる。
  - 本件書籍4は、「嵐 K コンプリートお宝フォトファイルInfinity」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。本件書籍4には、その表表紙、裏表紙及び表表紙の袖を含めて、主に原告Kを被写体とするカラー写真が合計180枚(写真甲4-1ないし180)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(4)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲4-27は16頁に、写真甲4-37は25頁に、写真甲4-49は34

頁の中央に、写真甲4-51は35頁の右下に、写真甲4-58は4

3頁に,写真甲4-83は58,59頁の上に,写真甲4-85は5 9頁の上に,写真甲4-86は59頁の下に,写真甲4-97は66 頁に,写真甲4-99は67頁に,写真甲4-125は84頁の中央 に,写真甲4-127は85頁の右下に掲載されている。また,写真 甲4-120の大きさは「D」である。)。

- b 表表紙には、「嵐 ARASHI コンプリートお宝フォトファイル K Infinity」、「秘蔵お宝写真160カットで綴る情熱のメモリー」と記載され、写真甲4-1ないし3が掲載されている。また、 背表紙には、「嵐 ARASHI K コンプリートお宝フォトファイル」と記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲4-4及び5が掲載されている。
- c 1頁には、「嵐 ARASHI コンプリートお宝フォトファイル K Infinity」と記載され、写真4-6及び7が掲載されている。

2及び3頁には、「CONTENTS K」との見出しの下に、次のような目次が掲載され、写真甲4-8及び9が掲載されている。

- 「●Introduction ……………4
- PART1 挑戦の軌跡 1999-2003 ………10 Column① 半端モンから一途な男に…34
- PART 2 Up and Coming 2004 2006 .......40
- •SPECIAL PART Precious Shots

o f	K	5 (	6

- ●PART3 新境地への飛翔 2007-2008 ······62 Column② コントが見たい! ·········84
- ●PART4 K's Jr. days

~ J r . 時代~ ········ 1 0 2

- PROFILE ......1 1 0 |
- d 4ないし9頁は、「I n t r o d u c t i o n」の章で、5 頁に、上記見出しの下に、原告Kを紹介する前文があり、4ないし9頁には、写真甲4-10ないし21が掲載されている。
- e 10ないし33頁は、「PART1 挑戦の軌跡 1999-2003」の章で、10頁には、上記見出しの下に、デビュー当時の原告Kを記述した前文があり、10ないし33、36ないし39頁には、写真甲4-22ないし47、52ないし54が掲載され、10、11、13、14、16ないし19、22ないし24、26ないし28、37ないし39頁には、それぞれの写真の脇に原告K又は嵐に関する短い記述がある。

34及び35頁は、「Column① 半端モンから一途な男に」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲4-48及び50を背景に、原告Kの率直な性格などを記述する文章があり、写真甲4-49及び51が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 40ないし55頁は、「PART2 2004-2006 Up a

nd Coming」の章で、40頁には、上記見出しの下に、原告 Kの問題解決能力の高さなどを記述する前文があり、40ないし55 頁には、写真甲4-55ないし78が掲載され、40、41、43ないし47、49、50、53及び55頁には、それぞれの写真の脇に原告 K 又は嵐に関する短い記述がある。

- g 56ないし61頁は,「SPECIAL PART Precious Shots of K」の章で,56及び57頁には,上記見出しの下に,原告Kのファッションを記述する前文があり,56ないし61頁には,写真甲4-79ないし91が掲載され,59頁には,写真の脇に原告Kに関する短い記述がある。
- h 62ないし83頁は、「PART3 2007-2008 新境地への飛翔」の章で、62頁には、上記見出しの下に、2007、2008年における原告Kの活動を記述する前文があり、62ないし83、86ないし101頁には、写真甲4-92ないし123、128ないし149が掲載され、62、66、67、70、78ないし80、82、83、86、97及び100頁には、それぞれの写真の脇に原告K又は嵐に関する短い記述がある。

84及び85頁は、「Column② コントが見たい!」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲4-124及び126を背景に、役者としての原告Kのスタイルなどを記述する文章があり、写真甲4-125及び127が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- i 102ないし109頁は、「PART4 ~ Jr. 時代~ K's Jr. days」の章で、102頁には、上記見出しの下に、ジャニーズJr. 時代の原告Kを記述する前文があり、102ないし109頁には、写真甲4-150ないし170が掲載され、103、107、108頁には、それぞれの写真の脇に原告Kに関する短い記述がある。
- j 110頁には、「ARASHI PROFILE」との見出しの下に、 嵐のCDのタイトルやコンサートの題名等の情報が記載され、写真甲 4-171が掲載されている。
  - 111頁には、「K PROFILE」との見出しの下に、原告Kの生年月日、出身地等の情報とともに、原告Kが出演したドラマ、映画、舞台、CMの題名等の情報が記載され、写真甲4-172及び173が掲載されている。
- k 112頁には、奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され、写真甲4 -174ないし178が掲載されている。
- 1 裏表紙には、目次が記載され、写真甲4-179及び180が掲載 されている。
- (イ) 本件書籍 4 は、その題名を「K コンプリートお宝フォトファイル」 とし、その表表紙に「秘蔵お宝写真 1 6 0 カットで綴る情熱のメモリー」 との記載があるように、原告 K を被写体とする写真を大量に掲載した写 真集である。

すなわち、本件書籍4は、表紙のほか、112頁全てにわたり、主に 原告Kを被写体とするカラー写真180枚を掲載したものであり、しか も、その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのものである。そして、各章(「Introduction」、「PART1」ないし「PART4」及び「SPECIAL PART」)の冒頭には見出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章の導入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義があるということはできない。また、「Column①」及び「Column②」の各コラムには比較的まとまった文章があるが、その具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上記コラムの内容を補足するものということはできず、かえって、本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムは、本件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。

これらの事情に照らすと、本件書籍4は、本件各写真を鑑賞の対象と することを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍4に掲載する行為は、原告 Kの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し て、専ら原告Kの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするもので あるから、原告Kのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法 上違法となるというべきである。

# オ 本件書籍5について

- (ア) 証拠(甲5)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍 5 は,「嵐 L コンプリートお宝フォトファイルThe Tops」という題名の, A 5 判サイズで全112 頁の書籍である。

本件書籍5には、その表表紙、裏表紙及び表表紙の袖を含めて、主に原告Lを被写体とするカラー写真が合計180枚(写真甲5-1ないし180)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(5)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲5-47は28頁の中央に、写真甲5-49は29頁の左下に、写真甲5-106は68頁の左下に、写真甲5-107は68頁の右下に、写真甲5-108は69頁の下に、写真甲5-138は88頁の左下に、写真甲5-140は89頁の左下に掲載されている。また、写真甲5-34の大きさは「B」である。)。

- b 表表紙には、「ARASHI 嵐 コンプリートお宝フォトファイル L The Tops」、「秘蔵お宝写真170カットで綴る情熱のメモリー」と記載され、写真甲5-1ないし3が掲載されている。また、 背表紙には、「嵐 ARASHI L コンプリートお宝フォトファイル」と記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲5-4及び5が掲載されている。
- c 1頁には、「ARASHI 嵐 コンプリートお宝フォトファイル
   L The Tops」、「秘蔵お宝写真170カットで綴る情熱のメ

モリー」と記載され、写真甲5-6及び7が掲載されている。

2頁には、「CONTENTS L」との見出しの下に、次のような 目次が記載されて、写真甲5-8が掲載され、3頁には、写真甲5-9が掲載されている。

「●Introduction4
●PART1 躍動の軌跡 1999-200114
Column① 生一本 ······· 28
●PART2 トップアイドルの挑戦 2002-2006
4 2
●PART3 L's Jr.days
~ J r . 時代~ ······ 5 6
● PART4 Do the best 2007-2008
6 4
Column② 役者の本領88
•SPECIAL PART Precious Shots
o f L106
● P R O F I L E1 1 0 J
d 4ないし13頁は、「Introduction」の章で、5頁には、
上記見出しの下に、原告Lを紹介する前文があり、4ないし13頁に
は、写真甲5-10ないし27が掲載されている。

e 14ないし41頁は,「PART1 躍動の軌跡 1999-200

1」の章で、14頁には、上記見出しの下に、嵐がデビュー直後から

d

破格の扱いだったことなどを記述する前文があり、14ないし27、30ないし41頁には、写真甲5-28ないし45、50ないし64が掲載され、14ないし17、19ないし21, 23, 26, 30, 33及び34頁には、それぞれの写真の脇に原告L又は嵐に関する短い記述がある。

28及び29頁は、「Column① 生一本」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲5-46及び48を背景に、原告Lの一本気な性格などを記述する文章があり、写真甲5-47及び49が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- f 42ないし55頁は、「PART2 2002-2006 トップアイドルの挑戦」の章で、42頁には、上記見出しの下に、2002年以降における原告Lの活躍などを記述する前文があり、42ないし55頁には、写真甲5-65ないし86が掲載され、42ないし44、46ないし48、50、51、53ないし55頁には、それぞれの写真の脇に原告L又は嵐に関する短い記述がある。
- g 56ないし63頁は、「PART3 L's Jr.days ~ Jr. 時代~」の章で、56頁には、見出しの下、ジャニーズJr.時代の原告Lを記述する前文があり、56ないし63頁には、写真甲5 87ないし100が掲載され、57、58及び60頁には、それぞれの写真の脇に原告Lに関する短い記述がある。
- h 64ないし105頁は、「PART4 Do the best 2

007-2008」の章で、64頁には、上記見出しの下に、2007、2008年における嵐の活躍などを記述する前文があり、64ないし87、90ないし105頁には、写真甲5-101ないし136、141ないし162が掲載され、65、69、71、77、82、83、90、92、95、101、104及び105頁には、それぞれの写真の脇に原告Lに関する短い記述がある。

88及び89頁は、「Column② 役者の本領」との小見出しのコラムで、2頁にわたり、写真甲5-137及び139を背景に、役者としての原告Lの評価などなどを記述する文章があり、写真甲5-138及び140が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- i 106ないし109頁は,「SPECIAL PART Precious Shots of L」の章で, 106及び107頁には,
   上記見出しの下に,原告Lのファッションを記述する前文があり,106ないし109頁には,写真甲5-163ないし170が掲載され,109頁には,写真の脇に原告Lに関する短い記述がある。
- j 110 頁は、「ARASHI PROFILE」との小見出しの下に、 嵐のCDのタイトルやコンサートの題名等の情報が記載され、写真甲 5-171 が掲載されている。

111頁には、「L PROFILE」との見出しの下に、原告しの 生年月日、出身地等の情報とともに、原告しが出演したドラマ、映画、 舞台、CMの題名等の情報が記載され、写真甲5-172及び173 が掲載されている。

- k 112頁には、奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され、写真甲5 -174ないし178が掲載されている。
- 1 裏表紙には、目次が記載され、写真甲5-179及び180が掲載 されている。
- (イ) 本件書籍5は、その題名を「L コンプリートお宝フォトファイル」 とし、その表表紙に「秘蔵お宝写真170カットで綴る情熱のメモリー」 との記載があるように、原告Lを被写体とする写真を大量に掲載した写 真集である。

すなわち、本件書籍5は、表紙のほか、112頁全てにわたり、原告 Lを被写体とするカラー写真180枚を掲載したものであり、しかも、 その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのもので ある。そして、各章(「Introduction」、「PART1」ないし「PART4」及び「SPECIAL PART」)の冒頭には見 出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章の導 入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義 があるということはできない。また、「Column①」及び「Column②」の各コラムには比較的まとまった文章があるが、その具体的 な内容と掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上記コラムの内容を補足するものということはできず、かえって、 本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムは、本 件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。 これらの事情に照らすと、本件書籍 5 は、本件各写真を鑑賞の対象と することを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍5に掲載する行為は、原告 Lの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、 専ら原告Lの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであ るから、原告Lのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上 違法となるというべきである。

## カ 本件書籍 6 について

- (ア) 証拠(甲6)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍6は、「嵐 お宝フォトBOOK BIG WAVE」という題名の、A5判サイズで全128頁の書籍である。

本件書籍6には、その表表紙、表表紙の袖、裏表紙及び裏表紙の袖を含めて、嵐のメンバーである原告H、原告 I、原告 I、原告 K 又は原告 L を被写体とする写真がカラーで227枚、白黒で15枚合計242枚(写真甲6-1ないし242。写真甲6-222ないし236が白黒写真であり、そのほかがカラー写真である。)の写真が掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(6)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲6-69の大きさは「D」、

写真甲6-157の大きさは「E」,写真甲6-209の大きさは「D」である。)。

- b 表表紙には、「嵐 ARASHI お宝フォトBOOK BIG W AVE」、「永久保存版」、「お宝フォト全220カットで綴る"嵐"それぞれの成長の軌跡」と記載され、写真甲6-1ないし5が掲載されている。また、背表紙には、「嵐 ARASHI お宝フォトBOO K BIG WAVE」、「永久保存版」と記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲6-6ないし10が掲載されている。
- c 1頁には、「嵐 ARASHI お宝フォトBOOK BIG WA VE」、「永久保存版」、「お宝フォト全220カットで綴る"嵐"それ ぞれの成長の軌跡」と記載され、写真甲6-11ないし15が掲載されている。

2頁には「CONTENTS」との見出しの下に、次のような目次が記載され、2及び3頁には写真甲6-16が掲載されている。

- 「●Intoroduction 4
- ●Wave1 J 12 バラエティの救世主!?
- ●Wave2 K 32

  アイドルは観察がお好き?
- ●Wave3 L 52 世界のファンを魅了しろ!
- •Wave 4 H 72

異色のリーダー

●Wave 5 I 88

知性がピカイチ!

- ●Wave6 嵐の軌跡 108
- $\star$ Complete Profile 1994 $\sim$ 2007

 $1\ 2\ 4$ 

- d 4ないし11頁は,「Introduction」の章で,4及び5 頁には,「Introduction 2007 嵐,ドーム上 陸!!」との見出しの下に,2007年における嵐の東京ドーム公演 を記述する前文があり,4ないし11頁には,写真甲6-17ないし 24が掲載されている。
- e 12ないし31頁は、「WAVE1 J」の章で、12頁には、上記見出しの下に、生年月日等の情報や原告Jを紹介する前文があり、末尾に「バラエティの救世主!?」との記載がある。そして、12ないし31頁には、写真甲25ないし65が掲載され、13ないし17、23、24及び26頁には、それぞれの写真の脇に原告Jに関する短い記述がある。

18頁には、「天然ボケのパイオニア」との小見出しのコラムがあり、原告 J の天然ぼけのキャラクターなどを記述する文章がある。また、28頁には、「Aの嵐!」との小見出しのコラムがあり、原告 J のテレビ番組での活躍などについて述べる文章が掲載されている。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 32ないし51頁は「WAVE2 K」の章で,32頁には,上記見出しの下に,生年月日等の情報や原告Kを紹介する前文があり,末尾に「アイドルは観察がお好き?」との記載がある。そして,32ないし51頁には,写真甲6-66ないし107が掲載され,33,34,36ないし39,44ないし47頁には,それぞれの写真の脇に原告Kに関する短い記述がある。

40頁には、「和製ジェームス・ディーン?」との小見出しのコラムがあり、役者としての原告Kについて記述する文章がある。また、49頁には、「時代にフィットした「省エネ主義」」との小見出しのコラムがあり、原告Kの性格などを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

g 52ないし71頁は、「WAVE3 L」の章で、53頁には、上記見出しの下に、生年月日等の情報や原告Lを紹介する前文があり、末尾に「世界のファンを魅了しろ!」との記載がある。そして、52ないし71頁には、写真甲6-108ないし148が掲載され、52、54、55、57、63、65及び66頁には、それぞれの写真の脇に原告Lに関する短い記述がある。

58頁には、「スペオキ中のスペオキ」との小見出しのコラムがあり、 役者としての原告Lの成長などを記述する文章がある。また、69頁 には、「嵐の減らず口大王」との小見出しのコラムがあり、原告Lの 性格などを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。 h 72ないし87頁は、「WAVE4 H」の章で、72頁には、上記 見出しの下に、生年月日等の情報や原告Hを紹介する前文があり、末 尾に「異色のリーダー」との記載がある。そして、72ないし87頁 には、写真甲6-149ないし181が掲載され、74、75、80 ないし83頁には、それぞれの写真の脇に原告Hに関する短い記述が ある。

77頁には、「Hといったら……」との小見出しのコラムがあり、原告Hの描画の才能などを記述する文章がある。また、85頁には、「キャプテンシップを取れ!」との小見出しのコラムがあり、原告Hのリーダーとしての在り方などを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

i 88ないし107頁は,「WAVE5 I」の章で,88頁には,上記見出しの下に,生年月日等の情報や原告Iを紹介する前文があり,末尾に「知性がピカイチ!」との記載がある。そして,88ないし107頁には,写真甲6-182ないし221が掲載され,90,91,93,99ないし103頁には,それぞれの写真の脇に原告Iに関する短い記述がある。

94頁には、「果てしなきチャレンジャー」との小見出しのコラムがあり、原告 I が様々なことに挑戦していることなどを記述する文章がある。また、104頁には、「でっかく広がれ、友達の輪!」との小見出しのコラムがあり、原告 I の友人との関係などを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別

の関連はない。

- j 108ないし123頁は、「WAVE6 嵐の軌跡」の章で、上記見出しの下に、109ないし123頁には、嵐のデビューから2007年までの活躍などを記述する文章があり、108、109、111、113、115、117、119、121及び122頁には、写真甲6-222ないし231が掲載されている。しかし、文章の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。
- k 124ないし127頁は、「嵐 Complete Profile 1994~2007」の章で、上記見出しの下に、124及び125 頁には、嵐に関する1999年から2006年までの主な出来事、嵐のCD、ビデオ、DVD、書籍、写真集のタイトル等や嵐が出演したドラマ、映画、コンサートの題名等の情報が記載され、126及び127頁には、原告J、原告K、原告L、原告H及び原告Iのそれぞれについて、生年月日、出身地等の情報のほか、出演したドラマ、映画、舞台、CM、ソロコンサート等の情報が記載されている。そして、124及び127頁には、写真甲6-232及び233が掲載されている。
- 1 128頁には、奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され、写真甲6-234ないし236が掲載されている。
- m 裏表紙には、「嵐 ARASHI お宝フォトBOOK BIG W AVE」と記載され、写真甲6-242が掲載されている。そして、 裏表紙の袖には、写真甲6-237ないし241写真が掲載されてい

る。

(イ) 本件書籍6は、その題名を「嵐 お宝フォトBOOK BIG WAVE」とし、その表表紙に「お宝フォト全220カットで綴る"嵐" それぞれの成長の軌跡」との記載があるように、嵐のメンバーである原告H、原告I、原告J、原告K及び原告Lを被写体とする写真を大量に掲載した写真集である。

すなわち、本件書籍6は、表紙のほか、全128頁のうち119頁に わたり、上記原告らを被写体とする写真242枚(そのうち227枚が カラー写真である。) を掲載したものであり、しかも、その大部分は、 写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのものである。そして、 各章(「Introduction」,「WAVE1」ないし「WAVE 5」)の冒頭には見出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真 を掲載した各章、各「Chapter」の導入としての意義があるとい うにとどまり、これを超えて、独立した意義があるということはできな い。また、「WAVE1」ないし「WAVE5」の各章には二つずつの コラムに比較的まとまった文章があり、「WAVE6」の章には15頁 にわたる嵐の活躍などを記述する文章があるが、その具体的な内容と掲 載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上記 コラムや記事の内容を補足するものということはできず、かえって、本 件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと,上記コラムや記事は, 本件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍6に掲載する行為は、原告

H,原告I,原告J,原告K及び原告Lの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、専ら上記原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、上記原告らのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるというべきである。

# キ 本件書籍7について

- (ア) 証拠(甲7)によれば,次の事実が認められる。
  - a 本件書籍7は、「KAT-TUN N&M コンプリートお宝フォトファイル Brilliant」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。

本件書籍7には、その表表紙、裏表紙、表表紙の袖及び裏表紙の袖を含めて、主に原告N又は原告Mを被写体とするカラー写真が合計192枚(写真甲7-1ないし182、185、187、189ないし196)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、個別主張一覧表(7)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲7-169の大きさは「D」である。)。

b 表表紙には,「KAT-TUN N&M コンプリートお宝フォトファイル Brilliant」,「永久保存版」,「Jr. 時代からメジ

ャーデビューまで、お宝190カットでつづる成長の軌跡」と記載され、写真甲7-1及び2が掲載されている。また、背表紙には、「KAT-TUN N&M コンプリートお宝フォトファイル」と記載されている。そして、本件書籍7の表表紙の袖には、写真甲7-3が掲載されている。

c 1頁には、「KAT-TUN N&M コンプリートお宝フォトファイル Brilliant」、「永久保存版」との記載があり、写真甲4ないし6が掲載されている。

2頁には、「C on tents N」との見出しの下に、次のような目次が記載され、写真甲7-7が掲載されている。

[Introduction 4

PART1 〈軌跡〉オンリー・ワン 10

PART2 〈オリキ時間〉ナル&ナル 28

PART3 スクール&フレンズ 46

Column1 N,変節す 17

Column2 アドレナリンが止まらない!! 33

Column3 愛を感じる男… 41

Column4 ポーカーがめちゃくちゃ強いわけ 48

Column5 恐怖のアクセ 54

N語録①~④ 19/23/36/44」

3頁には、「Contents M」との見出しの下に、次のような目次が記載され、写真甲7-8が掲載されている。

[Introduction 56

PART1 〈軌跡〉マイ・ウェイ 64

CAP&HAT 76

PART2 〈オリキ時間〉スィート&テンダー 86

PART3 オフ&フレンズ 94

Column1 知らぬは本人ばかりなり 69

Column2 Oとキス 79

Column3 無常観…って!? 90

Column4 すばるに「オラオラ」 99

Column5 オヤジ 106

M語録①~④ 70/82/97/103

KAT-TUN PROFILE 1101

- d 4ないし9頁には、「Introduction」との章で、4及び5頁には、頁の約半分を占める大きな文字で「N」と記載され、「NIntroduction」との見出しの下に、原告Nを紹介する前文があり、4ないし9頁には、写真甲7-9ないし13が掲載されている。
- e 10ないし27頁は,「N N PART1 〈軌跡〉オンリー・ワン」の章で, 11頁には,上記見出しの下に,原告Nの髪型を記述する前文があり,10ないし16,18ないし27頁には,写真甲7-14ないし46が掲載され,11,12,14ないし16,19,24ないし26頁には,それぞれの写真の脇に原告Nに関する短い記述

がある。

17頁には、「Column1 N、変節す」との小見出しの下に、原告Nがかつてある歌手を意識していたことなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

19及び23頁には、「N語録」と題する、原告Nや他のKAT-TUNのメンバーの発言の体裁をとった短い文章から成る囲み記事がある。しかし、記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 28ないし45頁は,「N N PART2 〈オリキ時間〉ナル&ナル」の章で,28頁には,上記見出しの下に,原告Nとそのファンとの関係を記述する前文があり,28ないし32,34ないし40,42ないし45頁には,写真甲7-47ないし74が掲載され,29ないし32,34,36,38,42及び44頁には,それぞれの写真の脇に原告Nに関する短い記述がある。

33頁には、「Column 2 アドレナリンが止まらない!!」との小見出しの下に、原告Nがけんか早いことなどを記述する文章があり、41頁には、「Column 3 愛を感じる男…」との小見出しの下に、原告Nが苦労して高校に通学したことなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

36及び44頁には、「N語録」と題する、前述の囲み記事があるが、

記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

g 46ないし55頁は,「N N PART3 スクール&フレンズ」の章で,46頁には,上記見出しの下に,原告Nの高校への通学を記述する前文があり,46,47,49ないし55頁には,写真甲7-75ないし92が掲載され,52及び53頁には,それぞれの写真の脇に原告Nに関する短い記述がある。

48頁には、「Column4 ポーカーがめちゃくちゃ強いわけ」との小見出しの下に、原告Nが髪型の変更を繰り返したことなどを記述する文章があり、54及び55頁には、「Column5 恐怖のアクセ」との小見出しの下に、原告Nのアクセサリー、中でもとげを基調としたブレスレットとネックレスにまつわるエピソードなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- h 56ないし59頁は、「Introduction」の章で、57頁には、頁の約半分を占める大きな文字で「M」と記載され、「M Introduction」との見出しの下に、原告Mを紹介する前文があり、56、58ないし63頁には、写真甲7-93ないし99が掲載されている。
- i 64ないし85頁は、「M M PART1 〈軌跡〉マイ・ウェイ」 の章で、64頁には、上記見出しの下に、原告Mについて記述する前 文があり、64ないし68、70ないし78、80ないし85頁には、 写真甲7-100ないし138が掲載され、65ないし67、70な

いし78,80ないし82及び85頁には、それぞれの写真の脇に原告Mに関する短い記述がある。

70及び82頁には、「M語録」と題する、原告Mや他のKAT-TUNのメンバーの発言の体裁をとった短い文章から成る囲み記事があるが、記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

76頁には、「CAP&HAT」との小見出しの下に、原告Mの帽子について記述する前文があり、写真甲7-121ないし128は、帽子を着用した原告Mを被写体とするものである。

69頁には、「Column1 知らぬは本人ばかりなり」との小見出しの下に、原告Mのギターの腕前などを記述する文章があり、79頁には、「Column2 Oとキス」との小見出しの下に、原告Mと原告Oの仲が良いことなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

j 86ないし93頁は、「M M PART2 〈オリキ時間〉スィート&テンダー」の章で、86頁には、上記見出しの下に、原告Mとそのファンとの関係を記述する前文があり、86ないし93頁には、写真甲7-139ないし153が枚掲載され、87、89ないし92頁には、それぞれの写真の脇に原告Mに関する短い記述がある。

90及び91頁には、「Column3 無常観…って!?」との小見出しの下に、原告Mに詩人のようなところがあることなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との

間に格別の関連はない。

- k 94ないし109頁は「M M PART3 オフ&フレンズ」の 章で,94頁には,上記見出しの下に,原告Mの交友関係を記述する 前文があり,94ないし98,100ないし105,107ないし1 09頁には,写真甲7-154ないし180が掲載され,95ないし 98,100ないし104頁には,それぞれの写真の脇に原告Mに関 する短い記述がある。
  - 97及び103頁には「M語録」と題する,前述の囲み記事があるが,記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。
  - 99頁には、「Column4 すばるに「オラオラ」」との小見出しの下に、原告Mに注意力に欠けるところがあることなどを記述する文章があり、106頁には、「Column5 オヤジ」との小見出しの下に、原告Mの家族のことなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。
- 1 110及び111頁には、「KAT-TUN PROFILE 19
   98-2006」との見出しの下に、KAT-TUNに関する199
   8年から2006年までの主な出来事が記載され、写真甲7-181
   ないし188が掲載されている。
- m 112頁には、奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され、写真甲7-189ないし194が掲載されている。
- n 裏表紙には,「KAT-TUN N&M コンプリートお宝フォトファイル Brilliant」と記載され,写真甲7-196が掲載

されている。また、同裏表紙の袖には、写真甲7-195が掲載されている。

(イ) 本件書籍7は、その題名を「KAT-TUN N&M コンプリートお宝フォトファイル」とし、その表表紙に「Jr. 時代からメジャーデビューまで、お宝190カットでつづる成長の軌跡」との記載があるように、原告N又は原告Mを被写体とする写真を大量に掲載した写真集である。

すなわち、本件書籍7は、表紙のほか、全112頁のうち103頁に わたり、原告N又は原告Mを被写体とするカラー写真192枚を掲載し たものであり、しかも、その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記 述を添えただけのものである。そして、原告N及び原告Mについての各 章 (「Introduction」,「PART1」ないし「PART3」) や原告Mについての「CAP&HAT」の冒頭には見出しとともに前文 があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章等の導入としての意義 があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義があるというこ とはできない。また、原告N及び原告Mそれぞれの「Column1」 ないし「Column5」の各コラムや「N語録」又は「M語録」と題 する囲み記事には比較的まとまった文章があるが、その具体的な内容と 掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上 記コラムや記事の内容を補足するものということはできず,かえって, 本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムや記事 は、本件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。 これらの事情に照らすと、本件書籍7は、本件各写真を鑑賞の対象と することを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍7に掲載する行為は、原告N及び原告Mの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、専ら上記原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであり、上記原告らのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるというべきである。

## ク 本件書籍8について

- (ア) 証拠(甲8)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍8は、「KAT-TUN P&O コンプリートお宝フォトファイル Amazing!」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。

本件書籍8には、その表表紙、裏表紙、表表紙の袖及び裏表紙の袖を含めると、主に原告P又は原告Oを被写体とするカラー写真が合計193枚(写真甲8-1ないし180、183ないし185、188ないし197)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(8)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲8-59の大きさは「D」である。)。

- b 表表紙には、「KAT-TUN P&O コンプリートお宝フォトファイル Amazing!」、「永久保存版」、「Jr. 時代からメジャーデビューまで、お宝180カットでつづる成長の軌跡」と記載され、写真甲8-1及び2が掲載されている。また、背表紙には、「KAT-TUN P&O コンプリートお宝フォトファイル」と記載されている。そして、本件書籍8の表表紙の袖には、写真甲8-3が掲載されている。
- c 1頁には、「KAT-TUN P&O コンプリートお宝フォトファイル Amazing!」、「永久保存版」との記載があり、写真甲8-4ないし6が掲載されている。

2頁には、「Contents P」との見出しの下に、次のような目次が記載され、写真甲8-7が掲載されている。

Introduction 4

PART1 〈軌跡〉ホップ&ステップ 12

PART2 〈オリキ時間〉スマイル&ガッツ 28

PART3 スクール&フレンズ 42

Column 1 Pのまわりはたいへんだ! 16

Column 2 バナナひと房のこころ 23

Column3 バランサーとして 33

Column4 ストレスなんて蹴散らしてしまえ! 44

Column5 心配のタネは尽きず…… 53

P語録①~④ 20/31/36/51」

3頁には、「C on tents O」との見出しの下に、次のような目次が記載され、写真甲8-8 が掲載されている。

Introduction 56

PART1 〈軌跡〉チェンジ&チェンジ 63

PART2 〈オリキ時間〉コワモテ&フレンドリー 82

PART3 スクール&フレンズ 96

Column 1 よく眠れ!さあ,食べろ! 67

Column 2 本当の自分を隠してたんだ… 77

Column3 ヴィン・ディーゼルを目指せ! 87

Column4 うちのが一番!! 99

Column5 ブルーチーズの魅力? 107

〇語録①~④ 70/80/90/100

KAT-TUN PROFILE 110]

- d 4ないし11頁は、「Introduction」の章で、5頁には、 頁の半分以上を占める大きな文字で「P」と記載され、「Intro duction P」との見出しの下に、原告Pを紹介する前文があ り、4、6ないし11頁には、写真甲8-9ないし15が掲載されて いる。
- e 12ないし27頁は、「P P PART1 〈軌跡〉ホップ&ステップ」の章で、12頁には、上記見出しの下に、原告Pのジャニーズ Jr. 時代のキャリアが短いことなどを記述する前文があり、12ないし15、17ないし27頁には、写真甲8-16ないし44が掲載

され, 13ないし15, 17, 18, 20ないし22, 24ないし2 7頁には, それぞれの写真の脇に原告Pに関する短い記述がある。

16頁には、「Column1 Pのまわりはたいへんだ!」との小見出しの下に、原告Pが駄洒落をよく言うことなどを記述する文章があり、23頁には、「Column2 バナナひと房のこころ」との小見出しの下に、原告Pが入院したときに原告Oらが見舞いに来たことなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

20頁には、「P語録」と題する、原告Pや他のKAT-TUNのメンバーの発言の体裁をとった短い文章から成る囲み記事があるが、記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 28ないし41頁には,「P P PART2 〈オリキ時間〉スマイル&ガッツ」の章で,28頁には,上記見出しの下に,原告Pとそのファンとの関係を記述する前文があり,28ないし32,34ないし41頁には,写真甲8-45ないし69が掲載され,29,36,37,39ないし41頁には,それぞれの写真の脇に原告Pに関する短い記述がある。

31及び36頁には、「P語録」と題する、前述の囲み記事があるが、 記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

33頁には、「Column3 バランサーとして」との小見出しの下に、原告Pがジャグリングやビバップをコンサートで披露していることなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲

載された写真との間に格別の関連はない。

g 42ないし55頁は,「P P PART3 スクール&フレンズ」の章で,42頁には,上記見出しの下に,原告Pの制服姿を記述する前文があり,42,43,45ないし52,54,55頁には,写真甲8-70ないし88が掲載され,43,45,47ないし49頁には,それぞれの写真の脇に原告Pに関する短い記述がある。

51頁には、「P語録」と題する、前述の囲み記事があるが、記事の 具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

44頁には、「Column4 ストレスなんて蹴散らしてしまえ!」との小見出しの下に、原告Pがゲーム好きであることを記述する文章があり、53頁には、「Column5 心配のタネは尽きず……」との小見出しの下に、原告Pのファッションのセンスが2005年ころから向上したことについて記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- h 56ないし62頁は,「Introduction」の章で,56頁には,頁の約半分を占める大きな文字で「O」と記載され,「Introduction O」との見出しの下に,原告Oを紹介する前文があり,57ないし62頁には,写真甲8-89ないし94が掲載されている。
- i 63ないし81頁は,「O O PART1 〈軌跡〉チェンジ&チェンジ」の章で, 63頁には,上記見出しの下に,原告Oがイメージを大きく変えたことを記述する前文があり,63ないし66,68な

いし76,78ないし81頁には,写真甲8-95ないし135が掲載され,64ないし66,68ないし70,72,75,76,78,79,81頁には,それぞれの写真の脇に原告Pに関する短い記述がある。

67頁には、「Column1 よく眠れ!さあ、食べろ!」との小見出しの下に、原告Oの睡眠や食事について記述する文章があるが、その具体的な内容と掲載されている写真との間に格別の関連はない。また、77頁には、「Column2 本当の自分を隠してたんだ…」との小見出しの下に、原告Oがシューズをたくさん持っていること、KAT-TUNが結成された2001年からヒップホップのファッションを身にまとうようになったことなど、そのファッションについて記述する文章があり、76頁には、「ヒップホップ色をより鮮明に打ち出し始めた頃」との記載とともに、写真甲8-123が掲載されている。

70,80頁には「O語録」と題する、原告Oや他のKAT-TU Nのメンバーの発言の体裁をとった短い文章から成る囲み記事があるが、記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

j 82ないし95頁は,「O O PART2 〈オリキ時間〉コワモテ&フレンドリー」の章で,82頁には,上記見出しの下に,原告Oとそのファンとの関係を記述する前文があり,82ないし86,88ないし95頁には,写真甲8-136ないし164が掲載され,83,

85,86,88,89,93及び95頁に、それぞれの写真の脇に 原告Oに関する短い記述がある。

87頁には、「Column3 ヴィン・ディーゼルを目指せ!」との小見出しの下に、原告Oが筋力トレーニングに励んでいることを記述する文章があるが、その具体的な内容と各頁に掲載された写真との間に格別の関連はない。

90頁には、「O語録」と題する、前述の囲み記事があるが、記事の 具体的な内容と各頁に掲載された写真との間に格別の関連はない。

k 96ないし109頁は,「O O PART3 スクール&フレンズ」の章で,96頁に,上記見出しの下に,原告Oの突飛な行動を記述する前文があり,96ないし98,100ないし106,108及び109頁には,写真甲8-165ないし179が掲載され,97,98,100ないし103頁には,それぞれの写真の脇に原告Pに関する短い記述がある。

99頁には、「Column4 うちのが一番!!」との小見出しの下に、原告Oが愛犬をかわいがっていることなどを記述する文章があるが、その具体的な内容と掲載されている写真との間に格別の関連はない。また、107頁には、「Column5 ブルーチーズの魅力?」との小見出しの下に、「こけた頬に金にブリーチした丸刈り頭。」などと原告Oの強い個性を記述する文章があり、106頁には、ブリーチをした丸刈り頭の原告Oを被写体とする写真(写真甲8-178)が掲載されている。

100頁には「O語録」と題する,前述の囲み記事があるが,これらの記事の具体的な内容と各頁に掲載された写真との間に格別の関連はない。

- 1 110及び111頁には、「KAT-TUN PROFILE 19
   98-2006」との見出しの下に、KAT-TUNに関する199
   8年から2006年までの主な出来事が記載され、写真甲8-180
   ないし187が掲載されている。
- m 112頁には、奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され、写真甲8 -188ないし195が掲載されている。
- n 裏表紙には、「KAT-TUN P&O コンプリートお宝フォトファイル Amazing!」と記載され、写真甲8-197が掲載されている。また、裏表紙の袖には、写真甲8-196が掲載されている。
- (イ) 本件書籍8は、その題名を「KAT-TUN P&O コンプリートお宝フォトファイル」とし、その表表紙に「Jr. 時代からメジャーデビューまで、お宝180カットでつづる成長の軌跡」との記載があるように、原告P又は原告Oを被写体とする写真を大量に掲載した写真集である。

すなわち、本件書籍8は、表紙のほか、全112頁のうち101頁に わたり、原告P又は原告Oを被写体とするカラー写真193枚を掲載し たものであり、しかも、その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記 述を添えただけのものである。そして、原告P及び原告Oそれぞれの各 章 (「Introduction」,「PART1」ないし「PART3」) の冒頭には、見出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真を掲 載した各章の導入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、 独立した意義があるは認められない。また、原告P及び原告Oそれぞれ の「Column1」ないし「Column5」の各コラムや「P語録」 又は「〇語録」と題する囲み記事には比較的まとまった文章があり、特 に、原告〇の「Column2」の見開き頁に、「ヒップホップ色をよ り鮮明に打ち出し始めた頃」との記載とともに、原告〇を被写体とする 写真が掲載され、原告Oの「Column5」の見開き頁に、ブリーチ をした丸刈り頭の原告〇の被写体とする写真が掲載されているところ, 上記写真がコラムの内容を補足するものであるということができると しても、その他のコラムや記事の具体的な内容と本件各写真との間に格 別の関連はないから、書籍全体としてみると、本件各写真が、上記コラ ムや記事の内容を補足するものということはできず、かえって、本件各 写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムや記事は、本 件各写真の添え物であって、独立した意義があるとは認められない。

これらの事情に照らすと、本件書籍 8 は、本件各写真を鑑賞の対象と することを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍8に掲載する行為は、原告 P又は原告Oの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等と して使用し、専ら上記原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的 とするものであるから、上記原告らのパブリシティ権を侵害するものと して、不法行為法上違法となるというべきである。

### ケ 本件書籍9について

- (ア) 証拠(甲9)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍9は、「KAT-TUN Q コンプリートお宝フォトファイル Shine」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。

本件書籍9には、その表表紙、裏表紙、表表紙の袖及び裏表紙の袖を含めて、主に原告Qを被写体とするカラー写真が合計164枚(写真甲9-1ないし155、157、159、163ないし169)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(9)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲9-15の大きさは「B」、写真甲9-13の大きさは「C」、写真甲9-15の大きさは「C」、写真甲9-24の大きさは「E」、写真甲9-26の大きさは「C」、写真甲9-102の大きさは「D」、写真甲9-103の大きさは「B」である。)。

b 表表紙には、「KAT-TUN Q コンプリートお宝フォトファイル Shine」、「永久保存版」、「Jr. 時代から、CDデビューまで、お宝150カットでつづる栄光のブレイク・ロード」と記載され、

写真甲9-1 が掲載されている。また、背表紙には、「KAT-TU N Q コンプリートお宝フォトファイル」との題名が記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲9-2 が掲載されている。

c 1頁には、「KAT-TUN Q コンプリートお宝フォトファイル Shine」、「永久保存版」と記載され、写真甲<math>9-3及び4が掲載されている。

2頁には「Contents KAT-TUN Q コンプリート お宝フォトファイル Shine」との見出しの下に、次のような目 次が記載され、3ないし13頁には、写真甲9-5ないし12が掲載され、5、8、11頁には、それぞれの写真の脇に原告Qに関する短 い記述がある。

「Introduction Q

2006 疾	:走	•••••		• • • • • • • •	•••••		• • • • • • •	· • • • • • •	3
PART1	Q	ΟN	STA	AGE	~20	05		1 4	
PART2	Q	素顔の	変遷		•••••			3 8	
PART3	Qク	ンの〈	《お蔵と	出し写	真館》				5 8
Column	1	[LC	VE	o r	LI	ΚΕ』	••••		2 0
	2	さらに	研ぎ	登ませ	!				3 1
	3	天賦の	)才 ·		•••••				6 5
	4	Qの舒	書に	"負け	"の文	字はなり	٧١?		8 8
	5	友情の	かたり	ち …	•••••			1	0 1
Q語錄①~⑫	1	8/2	5/:	37/	4 5 /	50/	60/	66,	/

# 75/85/93/99/109

18,25及び37頁には、「Q語録」と題する、原告Qや他のKA T-TUNのメンバーの発言の体裁をとった短い文章から成る囲み 記事があるが、記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の 関連はない。

20頁には、「Column1『LOVE or LIKE』「寝ているときと、歌っているときが一番幸せ!」」との小見出しの下に、原告Qが歌が好きで歌唱力があることなどを記述する文章があり、31頁には、「Column2 さらに研ぎ澄ませ!」」との小見出しの下に、原告Qの特別な個性などを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

e 38ないし57頁は,「PART2 Q 素顔の変遷」の章で,39 頁には,上記見出しの下に,原告Qの容貌などを記述する前文があり, 38ないし57頁には,写真甲9-40ないし67が掲載され,38 ないし45,47ないし49,51ないし57頁には,それぞれの写 真の脇に原告Qに関する短い記述がある。

45,50頁には、「Q語録」と題する、前述の囲み記事があるが、 記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 58ないし109頁は、「PART3 Qクンの「お蔵出し写真館」」 の章で、58頁には、上記見出しの下に、原告Qを知る上で欠かせな い要素を記述する前文がある。

59頁には、「Chapter I Cap&Hat」との見出しの下に、原告Qの帽子を記述する前文があり、58ないし64、66ないし71頁には、写真甲9-68ないし88が掲載され、58ないし64、67、69ないし71頁には、それぞれの写真の脇に原告Qに関する短い記述がある。

72頁には、「Chapter II In Harajuku」との見出しの下に、原告Qの公衆の面前での振る舞いなどを記述する前文があり、72ないし75頁には、写真H9-89ないし96が掲載されている。

76頁には、「Chapter III After 22:00」との見出しの下に、原告Qが良く訪れたラーメン店などを記述する前文があり、76ないし79頁には、写真甲9-97ないし103が掲載され、78Qび79頁には、それぞれの写真の脇に原告Qに関する短い記述がある。

80頁には、「Chapter Ⅲ With ORIKI」との見出しの下に、ファンが原告Qに手紙を渡すことなどを記述する前文が

あり、80ないし87、89ないし95頁には、写真甲9-104ないし131が掲載され、80、82、83、85ないし87、89、91、92、94及び95頁には、それぞれの写真の脇に原告Qに関する短い記述がある。

96頁には、「Chapter V KEITAI」との見出しの下に、原告Qと携帯電話のメールについて記述する前文があり、96ないし100頁には、写真甲9-132ないし139が掲載され、97ないし100頁には、それぞれの写真の脇に原告Qに関する短い記述がある。

102頁には、「Chapter VI With Friends」 との見出しの下に、原告Qの人間関係などを記述する前文があり、102ないし109頁には、写真H9-140ないし154が掲載され、103ないし109頁には、それぞれの写真の脇に原告Qに関する短い記述がある。

60,66,75,85,93,99及び109頁には「Q語録」 と題する,前述の囲み記事があるが,記事の具体的な内容と掲載され た写真との間に格別の関連はない。

65頁には、「Column3 天賦の才」との小見出しの下に、原告Qの性格などを記述する文章があり、88頁には、「Column4 Qの辞書に"負け"の文字はない?」との小見出しの下に、原告Qが負けず嫌いであることなどを記述する文章があり、101頁には、「Column5 友情のかたち」との小見出しの下に、原告Qの友

達付き合いを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と 掲載された写真との間に格別の関連はない。

- g 110及び111頁には、「KAT-TUN PROFILE 19 98-2006」との小見出しの下に、KAT-TUNに関する19 98年から2006年までの主な出来事が記載され、写真甲9-15 5ないし162が掲載されている。
- h 112頁には、奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され、写真甲9 -163ないし167が掲載されている。
- i 裏表紙には、「KAT-TUN Q コンプリートお宝フォトファイル Shine」と記載され、写真甲9-169が掲載されている。また、裏表紙の袖には、写真甲9-168が掲載されている。
- (イ) 本件書籍9は、その題名を「KAT-TUN Q コンプリートお宝フォトファイル」とし、その表表紙に「Jr. 時代から、CDデビューまで、お宝150カットでつづる栄光のブレイク・ロード」との記載があるように、原告Qを被写体とする写真を大量に掲載した写真集である。

すなわち、本件書籍9は、表紙のほか、全112頁のうち106頁に わたり、原告Qを被写体とするカラー写真164枚を掲載したものであ り、しかも、その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えた だけのものである。そして、各章(「PART1」ないし「PART3」) や「PART3」の各「Chapter」の冒頭には見出しとともに前 文があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章や各「Chapte r」の導入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義があるということはできない。また、「Column1」ないし「Column5」のコラムや「Q語録」と題する囲み記事には比較的まとまった文章があるが、その具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上記コラムや記事の内容を補足するものということはできず、かえって、本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムや記事は、本件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。

これらの事情に照らすと、本件書籍9は、本件各写真を鑑賞の対象と することを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍9に掲載する行為は、原告 Qの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、 専ら原告Qの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであ るから、原告Qのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上 違法となるというべきである。

#### コ 本件書籍10について

- (ア) 証拠(甲10)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍10は、「KAT-TUN R コンプリートお宝フォトファイル Winning」という題名の、A5判サイズで全112頁の書籍である。

本件書籍10には、その表表紙、裏表紙、表表紙の袖及び裏表紙の 袖を含めて、主に原告Rを被写体とするカラー写真が合計155枚 (写真甲10-1ないし151,157ないし160) 掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(10)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲10-151は110及び111頁の背景に使用され、写真甲10-152ないし154は110頁に、写真甲10-155ないし157は111頁に掲載されている。また、写真甲10-9の大きさは「D」、写真甲10-102の大きさは「C」である。)。

- b 表表紙には、「KAT-TUN R コンプリートお宝フォトファイル Winning」、「永久保存版」、「お宝写真150カットでよみがえるRの"青春譜"」と記載され、写真甲10-1が掲載されている。また、背表紙には、「KAT-TUN R コンプリートお宝フォトファイル」との題名が記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲10-2が掲載されている。
- c 1頁には、「KAT-TUN R コンプリートお宝フォトファイル Winning」、「永久保存版」と記載され、写真甲10-3及び4 が掲載されている。

2頁には「Contents」との見出しの下に、次のような目次が記載され、2ないし5頁には、写真甲10-5および6が掲載され

7	V	1	る	

ている。
「PART16
PLAY BACK R
あの"瞬間"をふたたび…
PART2 3 6
"お宝" PHOTO PROFILE R
素顔の少年。オーラの源泉
PART3 6 2
SPECIAL SCENE R
とっておきのお宝シーン"お蔵だし"
in Harajuku もう原宿では会えない
at night アフター22時?
with ORIKI いつもいっしょだった
in school uniform 鍛錬の日々…
Cap^ センスはいかほど…?
KEITAI 肌身はなさず
with friends 根っこにあるもの
Column1 受け継がれる心11
2 人材不足!?21
3 ジャニーズ・マニア!31
4 「やだやだ、やだー」82
5 最大のライバル103

R語録①~⑩ … 3 9 / 4 1 / 4 5 / 4 7 / 4 9 / 5 4 / 6 7 / 7 4 / 9 0

11頁には、「Column1 受け継がれる心」との小見出しの下に、原告Rがジャニーズ事務所の先輩アイドルから学んだことなどを記述する文章があり、21頁には、「Column2 人材不足!?」との小見出しの下に、原告RがどうしてKAT-TUNのリーダーになったのかを記述する文章があり、31頁には、「Column3 ジャニーズ・マニア!」との小見出しの下に、原告Rがジャニーズ事務所のアイドルに詳しいことなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

e 36ないし61頁は、「PART2 お宝PHOTO PROFIL E R 素顔の少年。オーラの源泉」の章で、37頁には、上記の見 出しの下に、原告Rの変貌を記述する前文があり、36ないし61頁には、写真甲10-50ないし83が掲載され、36、38、40、42、44、46、48、50、52、54、56、58及び61頁

には、それぞれの写真の脇に原告Rに関する短い記述がある。

39,41,45,47,49及び54頁には、「R語録」と題する、原告Rや他のKAT-TUNのメンバーの発言の体裁をとった短い文章から成る囲み記事がある。記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 62ないし109頁は、「PART3 SPECIAL SCENER とっておきのお宝シーン お蔵出し」の章で、63頁には、上記見出しが記載されている。

62頁には、「in Harajuku もう原宿では会えない」との小見出しの下に、かつて原告Rの姿を原宿駅やその周辺で目撃することができたことを記述する前文があり、62ないし67頁には、写真 $\pi$ 10-84ないし93が掲載され、62、64頁に、それぞれの写真の脇に原告Rに関する短い記述がある。

68頁には、「at night アフター22時?」との小見出しの下に、原告Rが番組の収録後にラーメン店などに現れたことなどを記述する前文があり、68ないし71頁には、写真甲10-94ないし100が掲載され、71頁には、写真の脇に原告Rに関する短い記述がある。

72頁には、「with ORIKI いつもいっしょだった」との小見出しの下に、原告Rを追いかけるファンについて記述する前文があり、72ないし80頁には、写真甲10-101ないし113が掲載され、77及び79頁には、それぞれの写真の脇に原告Rに関する

短い記述がある。

81頁には、「in school uniform 鍛錬の日々…」との小見出しの下に、原告Rの学生服姿が貴重であることを記述する前文があり、81ないし85頁には、写真甲10-114ないし120が掲載されている

86頁には、「Cap & Hat センスはいかほど…?」との小見出しの下に、原告Rが身につける帽子について記述する前文があり、86ないし93頁には、写真甲10-121ないし136が掲載され、88及び92頁には、それぞれの写真の脇に原告Rに関する短い記述がある。

95頁には、「KEITAI 肌身はなさず」との小見出しの下に、原告Rと携帯電話について記述する前文があり、94ないし97頁には、写真甲10-137ないし142が掲載され、95及び96頁に、それぞれの写真の脇に原告Rに関する短い記述がある。

98頁には、「with friends 根っこにあるもの」との小見出しの下に、原告Rとジャニーズ事務所の先輩アイドルや友人との人間関係を記述する前文があり、98ないし109頁には、写真甲10-143ないし150が掲載され、99、101、106及び108頁に、それぞれの写真の脇に原告Rに関する短い記述がある。

67,74及び90頁には「R語録」と題する,前述の囲み記事があるが,記事の具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

82頁には、「Column4 「やだやだ、やだー」」との小見出しの下に、原告Rがジェットコースターを苦手としていることなどを記述する文章があり、103頁には、「Column5 最大のライバル……」との小見出しの下に、原告Rが原告Nに関心を持っていることなどを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- g 110及び111頁には、写真甲10-151を背景に、「KAT-TUN PROFILE 1998-2006」との見出しの下に、 KAT-TUNに関する1998年から2006年までの主な出来 事が記載され、写真甲10-152ないし157が掲載されている。
- h 112頁には, 奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され, 写真甲1 0-158が掲載されている。
- i 裏表紙には、「KAT-TUN R コンプリートお宝フォトファイル Winning」と記載され、写真甲10-160が掲載されている。また、同裏表紙の袖には、写真甲10-159が掲載されている。
- (イ) 本件書籍10は、その題名を「KAT-TUN R コンプリート お宝フォトファイル」とし、その表表紙に「お宝写真150カットでよ みがえるRの"青春譜"」との記載があるように、原告Rを被写体とす る写真を大量に掲載した写真集である。

すなわち、本件書籍10は、表紙のほか、112頁の全てわたり、原告Rを被写体とするカラー写真155枚を掲載したものであり、しかも、

その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのものである。そして、各章(PART1、PART2)及び「PART3」の中にある「in Harajuku」をはじめとする7つのパートの冒頭には見出しとともに前文があるが、いずれの前文も、写真を掲載した各章、各パートの導入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義があるということはできない。また、「Column1」ないし「Column5」の各コラムや「R語録」と題する囲み記事には比較的まとまった文章があるが、その具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はないから、掲載された写真が、上記コラムや記事の内容を補足するものということはできず、かえって、本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、上記コラムや記事は、本件各写真の添え物であって独立した意義があるとは認められない。

これらの事情に照らすと、本件書籍10は、本件各写真を鑑賞の対象 とすることを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍10に掲載する行為は、原告Rの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、専ら原告Rの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Rのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるというべきである。

## サ 本件書籍11について

- (ア) 証拠(甲11)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍11は、「KAT-TUN お宝フォトBOOK BOM

B!」という題名の、A5判サイズで全128頁の書籍である。本件書籍11には、その表表紙、表表紙の袖及び裏表紙を含めて、原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rを被写体とするカラー写真が合計235枚(写真甲11-1ないし235)掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(11)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄に記載のとおりであり、また、各写真の大きさは、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」欄の「被告」欄に記載のとおりである(ただし、写真甲11-21は2、3頁の見開きで中央に掲載され、写真甲11-22、23は2頁に、写真甲11-24ないし29は3頁に掲載されている。また、写真甲11-4の大きさは「E」、写真甲11-210の大きさは「E」、写真甲11-210の大きさは「E」、写真甲11-210の大きさは「E」、写真甲11-210の大きさは「E」、写真甲11-210の

- 表表紙には、「KAT-TUN お宝フォトBOOK BOMB!」、「永久保存版」、「250カットで綴るKAT-TUN、それぞれの軌跡」と記載され、写真甲11-1ないし7が掲載されている。また、背表紙には、「永久保存版 KAT-TUN お宝フォトBOOK」と記載されている。そして、表表紙の袖には、写真甲11-8ないし13が掲載されている。
- c 1頁には,「KAT-TUN お宝フォトBOOK BOMB!」, 「永久保存版」と記載され,写真甲11-14ないし20が掲載され

ている。

2頁には「KAT-TUN」と記載され、「Contents」との 見出しの下に、次のような目次が記載され、2、3頁には、写真甲1 1-21ないし29が掲載されている。

# 「軌跡 PART1

1	998-1999			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		4
2	2000-2001					6
2	2002-2003					8
2	2004-2005			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1	О
R	R			•••••	1	2
	"野球くん"のハート	・の奥底に …	•••••	• • • • • • • • • • • • • •	1	8
負	<b></b> う操はある…,それと	も, ない?	•••••	• • • • • • • • • • • • • •	2	2
ПĘ	尊・ウワサ・うわさ		•••••	• • • • • • • • • • • • • •	2	8
ŀ	K A T – T U N イチ押	日しのロマンチ	スト …	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3	2
Q	Q		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3	8
7	区成の"杉良"も最初	Jはつまづいた	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4	0
Э	<b></b> 天然さで,独走中 …		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4	6
	「しょっぱい車」 …		•••••	• • • • • • • • • • • • • •	5	2
4	玄当は"お子ちゃま"	かも!? …	•••••	• • • • • • • • • • • • • •	5	8
О	O				6	4
R	やんちゃな"時限爆弾	1"!?			6	8
索	热い男は慕われる ··			•••••	7	4

	P P	8 0
	抜群の微笑みのバックグラウン	ド82
	そのセンス,マジヤバ!? …	8 8
	N N	9 4
	一筋の光をたよりに、指先に集	中すれば98
	ビッグなやつって…??? …	1 0 4
	M M	1 0 8
	キミは「M宇宙論」を聞いたか	?1 1 0
	影の支配者は"遅刻魔"でダッ	シュ好き118
	軌跡 PART2	
	03.5.12 & 03.8	. 101 2 2
	03.8.20 & 04.1	. 3 1 1 2 4
	04.8.10 & 05.1	. 51 2 6 J
d	d 4ないし11頁は,「KAT-TU	JN 軌跡 PART1」の章で,
	5頁に1998年から1999年ま	で、7頁に2000年から200
	1年まで、8頁に2003年、9頁	に2002年,10頁に2004
	年, 11頁に2005年のKAT-	TUNに関わる主な出来事が記載
	され、4ないし11頁には、写真甲	11-30ないし53が掲載され
	ている。	

e 12ないし37頁は、「KAT-TUN R R」の章で、12頁に

は、上記見出しが記載され、13頁には、「R Profile」と

して, 生年月日, 血液型など原告Rに関する11項目の情報が小さな

囲み記事で記載され、12ないし17、19ないし22、24ないし28、30、31、33ないし37頁には、写真甲11-54ないし90が掲載されている。

18及び19頁には、「"野球くん"のハートの奥底に…」との小見出しの下に、原告Rが野球を得意とすることなどを記述する文章があり、22及び23頁には、「節操はある…、それとも、ない?」との小見出しの下に、原告Rが様々なスポーツに取り組んできたことを記述する文章があり、28及び29頁には、「噂・ウワサ・うわさ…」との小見出しの下に、原告Rと様々な女性タレントとのうわさ話などを記述する文章があり、32及び33頁には、「KAT-TUNイチ押しのロマンチスト」との小見出しの下に、原告Rの恋愛観などを記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

f 38ないし63頁は、「KAT-TUN Q Q」の章で、38頁には、上記見出しが記載され、39頁には、「Q Profile」として、生年月日、血液型など原告Qに関する11項目の情報が小さな囲み記事で記載され、38、39、41ないし51、53ないし63頁には、写真甲11-91ないし129が掲載されている。

40及び41頁には、「平成の"杉良"も最初はつまづいた」との小見出しの下に、原告Qが選考されたオーディションについて記述する文章があり、46及び47頁には、「天然さで、独走中」との小見出しの下に、原告Qのキャラクターについて記述する文章があり、52

及び53頁には、「しょっぱい車」との小見出しの下に、原告Qの自動車の運転について記述する文章があり、58及び59頁には、「本当は"お子ちゃま"かも!?」との小見出しの下に、原告Qの無邪気な人柄について記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- g 64ないし79頁には、「KAT-TUN O O」の章で、64頁には、上記見出しが記載され、65頁には、「O Profile」として、生年月日、血液型など原告Oに関する11項目の情報が小さな囲み記事で記載され、64ないし67、69ないし74、76ないし79頁には、写真甲11-130ないし155が掲載されている。68及び69頁には、「やんちゃな"時限爆弾"!?」との小見出しの下に、原告Oの問題とされた行動を記述する文章があり、74及び75頁には、「熱い男は慕われる」との小見出しの下に、原告Oの友人らを大切にする人柄を記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。
- h 80ないし93頁は、「KAT-TUN P P」の章で、80頁には、上記見出しが記載され、81頁には、「P Profile」として、生年月日、血液型など原告Pに関する11項目の情報が小さな囲み記事で記載され、80、81、83ないし88、90ないし93頁には、写真甲11-156ないし176が掲載されている。

82及び83頁には、「抜群の微笑みのバックグラウンド」との小見 出しの下に、原告Pの笑顔や駄洒落などについて記述する文章がある が、その具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。また、88及び89頁には、「そのセンス、マジヤバ!?」との小見出しの下に、原告Pが最近プライベートでジーンズとTシャツを身につけるのが定番となったことなど、原告Pのファッションセンスについて記述する文章があり、88頁には、ジーンズとシャツを身につけた原告Pを被写体とする写真(写真甲11-169)が掲載されている。

94ないし107頁は、「KAT-TUN N N」の章で、94頁には、上記見出しが記載され、95頁には、「N Profile」として、生年月日、血液型など原告Nに関する11項目の情報が小さな囲み記事で記載され、94ないし97、99ないし103、105ないし107頁には、写真甲11-177ないし194が掲載されている。

98及び99頁には、「一筋の光をたよりに、指先に集中すれば…」との小見出しの下に、原告Nの不思議な発言などについて記述する文章があるが、その具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。また、104及び105頁には、「ビッグなやつって…???」との小見出しの下に、あるミュージシャンに影響された原告Nのファッションについて記述する文章があり、105頁には、そのファッションを身にまとった原告Nを被写体とする写真(写真甲11-192)が掲載されている。

j 108ないし121頁は、「KAT-TUN M M」の章で、10

8頁には、上記見出しが記載され、109頁には、「M Profile」として、生年月日、血液型など原告Mに関する11項目の情報が小さな囲み記事で記載され、108、109、111ないし117、119ないし121頁には、写真甲11-195ないし215が掲載されている。

110及び111頁には、「キミは「M宇宙論」を聞いたか?」との小見出しの下に、原告Mが宇宙に深い興味を持っていることについて記述する文章があり、118及び119頁には、「影の支配者は"遅刻魔"でダッシュ好き」との小見出しの下に、原告Mが遅刻を繰り返すことなどについて記述する文章がある。しかし、コラムの具体的な内容と掲載された写真との間に格別の関連はない。

- 122ないし127頁は、「KAT-TUN 軌跡 PART2」の章で、122頁に「2003.5.12」、123頁に「2003.
   8.10」、124頁に「2004.1.31」、125頁に「2003.
   8.20」、126頁には「2004.8.10」、127頁には「2005.1.5」との各小見出しの下に、それぞれの日に行われたコンサート等のイベント説明する文章があり、これと並んで、写真甲11-216ないし221が掲載されている。
- 1 128頁には、奥付と同書籍の編著者の紹介が記載され、写真甲11-222ないし234が掲載されている。
- m 裏表紙には、「KAT-TUN お宝フォトBOOK」と記載され、写真甲11-235が掲載されている。

(イ) 本件書籍11は、その題名を「KAT-TUN お宝フォトBOO K」とし、その表表紙に「250カットで綴るKAT-TUN、それぞれの軌跡」との記載があるように、KAT-TUNのメンバーである原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rを被写体とする写真を大量に掲載した写真集である。

すなわち、本件書籍11は、表紙のほか、128頁のうち114頁に わたり、原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rを被写体 とするカラー写真235枚したものであり、しかも、その大部分は、写 真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのものである。そして、原 告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rについての各コラム には比較的まとまった文章があり、特に、原告Pについての「そのセン ス,マジヤバ!?」との小見出しのコラムが掲載された頁には,ジーン ズとシャツを身につけた原告Pを被写体とする写真(写真甲11-16 9) が掲載され、原告Nについての「ビッグなやつって…???」との 小見出しのコラムが掲載された頁には、コラムの記載に沿うようなファ ッションを身にまとった原告Nを被写体とする写真(写真甲11-19 2) が掲載されているところ、上記写真がコラムの内容を補足するもの であるということができるとしても、その他のコラムや記事の具体的な 内容と本件各写真との間に格別の関連はないから、書籍全体としてみる と、本件各写真が、上記コラムや記事の内容を補足するものということ はできず、かえって、本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らす と、上記コラムや記事は、本件各写真の添え物であって、独立した意義 があるとは認められない。

これらの事情に照らすと、本件書籍11は、本件各写真を鑑賞の対象 とすることを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍11に掲載する行為は、原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、専ら上記原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、上記原告らのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるというべきである。

### シ 本件書籍12について

- (ア) 証拠(甲12)によれば、次の事実が認められる。
  - a 本件書籍12は、「KAT-TUN Photo&Episode
    Tough Guys」という題名の、A5判サイズで全112頁の
    書籍である。

本件書籍12には、表表紙、表表紙の袖、裏表紙及び裏表紙の袖を含めて、KAT-TUNのメンバーである原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rを被写体とするカラー写真が142枚、白黒写真が34枚合計176枚(写真甲12-1ないし177。なお、写真甲12-54と甲12-55は一枚の写真である。写真甲12-7ないし10、16、17、24、27、33、36、47、53、56、69、73、76、86、93、99、104、117、118、121、126、136、142、152、159、167ない

し172の写真が白黒写真であり、そのほかがカラー写真である。) 掲載されており、各写真が掲載された頁、各頁に複数の写真が掲載された場合の各写真の位置、各写真の被写体とされた原告は、別紙個別主張一覧表(12)の「原告らの主張」の「掲載ページ」欄、「掲載場所」欄及び「被撮影者」欄記載のとおりであり、また、各写真の大きさについては、同表の「被告の主張及び原告らの認否」の「写真の大きさ」の「被告」欄記載のとおりである(ただし、写真甲12-95の大きさは「D」、写真甲12-95の大きさは「D」、写真甲12-96の大きさは「D」である。)。

- b 表表紙には、「KAT-TUN Photo&Episode Tough Guys」、「全160カットお宝プライベートフォト&ライブ写真満載!」と記載され、写真甲12-1ないし4が掲載されている。また、背表紙には、「KAT-TUN Photo&Episode Tough Guys」、「お宝フォト満載」と記載されている。
  そして、表表紙の袖には、写真甲12-5及び6が掲載されている。
- c 1頁には、「KAT-TUN Photo&Episode Tough Guys」、「全160カットお宝プライベートフォト&ライブ 写真満載!」と記載され、写真甲12-7ないし10が掲載されている。

2頁には「Contents」との見出しの下に、次のような目次が記載され、2及び3頁には、写真甲12-11が掲載されている。

「はじめに 4

8

序章 一心同体の輝きを放つとき

第1章 Qヤンチャ印は永遠に不滅です30第2章 R男だからこそ貫く想い44第3章 O反逆児アイドル,かく戦う58第4章 Pずっこけ魂でつき抜けろ76第5章 N新しい息吹は歌とともに90第6章 Mどっこいサイエンスを極めよう100

KAT-TUNお宝ショット館

- ① Q 34/2R 46/3O 60/4P 78/
- 5N 92/6M 102

KAT-TUN Special Profile

 $1998 \sim 2008$ 

 $1\ 1\ 0$ 

- d 4及び5頁は、「はじめに」の章で、2頁にわたり、KAT-TUN の現状などを記述する前文があり、6及び7頁には、写真甲12-1 2及び13が掲載され、それぞれの写真の脇に各原告に関する短い記述がある。
- e 8ないし29頁は、「序章 一心同体の輝きを放つとき」の章で、8、9、12、13、16、18、22、23、26及び27頁に、KAT-TUNが個性の強い6人の集まりであること、今後の活躍が期待されることなどを記述する前文があり、12、13、19、23及び26には、写真甲12-16、17、24、27及び33が掲載されているが、各写真についての説明はない。

10, 11, 14, 15, 17, 20, 21, 24, 25, 28及

び29頁には、写真甲12-14、18ないし23、25、26、28ないし32、34および35が掲載され、10、11、14、15、20、21、24、28及び29頁には、それぞれの写真の脇に各原告に関する短い記述があるが、その内容とそれぞれの写真との間に格別の関連はない。

f 30ないし43頁は、「第1章 Q Q ヤンチャ印は永遠に不滅です」の章で、30、31、33、36、37及び41頁に、原告Qについて、様々な女性との交際が報じられたこと、仕事よりもプライベートを優先する考えを持っていることなどなどを記述する文章があり、31、37頁及び40頁には、写真甲12-36、47及び53が掲載されているが、各写真についての説明はない。

32,38,39,42及び43頁には,写真甲12-37,48 ないし52,54及び55が7枚掲載され,32,39及び43頁に は,それぞれの写真の脇に各原告に関する短い記述があるが,その内 容とそれぞれの写真との間に格別の関連はない。

34及び35頁には、「KAT-TUNお宝ショット館① Q」との 小見出しの下に、写真甲12-38ないし46が掲載され、4か所に 原告Qに関する短い記述がある。

g 44ないし57頁は、「第2章 R R 男だからこそ貫く想い」の 章で、44、45、48、50、54及び55頁に、原告Rについて、 主演したドラマの視聴率が振るわなかったこと、ある女優との交際が 終了した理由などを記述する文章があり、45、51及び54頁には、 写真甲12-56, 69および73が掲載されているが, 各写真についての説明はない。

49,52,53,56及び57頁には,写真甲12-66ないし68,70ないし72,74および75が掲載され,49,52,53,56及び57頁には,それぞれの写真の脇に各原告に関する短い記述があるが,その内容とそれぞれの写真との間に格別の関連はない。

46及び47頁には、「KAT-TUNお宝ショット館② R」との 小見出しの下に、写真甲12-57ないし65が掲載され、3か所に 原告Rに関する短い記述がある。

h 58ないし75頁は、「第3章 O O 反逆児アイドル、かく戦う」 の章で、58、59、62、63、65、68、69、72及び73 頁に、原告Oについて、初めてドラマの主演を務め大きなプレッシャ ーを受けたこと、ラップに傾倒していることなどを記述する文章があ り、59、63、69及び72頁には、写真甲12-76、86、9 3及び99が掲載されているが、各写真についての説明はない。

64,66,67,70,71,74及び75頁には,写真甲12 -87ないし92,94ないし98,100ないし103が掲載され, 66,67,71及び75頁には,それぞれの写真の脇に各原告に関 する短い記述があるが,その内容とそれぞれの写真との間に格別の関 連はない。

60及び61頁には、「KAT-TUNお宝ショット館③ O」との 小見出しの下に、写真甲12-77ないし85が掲載され、3か所に 原告Oに関する短い記述がある。

i 76ないし89頁は、「第4章 P P ずっこけ魂でつき抜けろ」の章で、76、77、80、82、83、86及び87頁に、原告P について、ファッションや駄洒落を披露することなどを記述する文章があり、77、82、83及び86頁には、写真甲12-104、117、118及び121が掲載されているが、各写真についての説明はない。

81,84,85,88及び89頁には,写真甲12-114ない し116,119,120,122ないし125が掲載され,これら には,それぞれの写真の脇に各原告に関する短い記述があるが,その 内容とそれぞれの写真との間に格別の関連はない。

78及び79頁には、「KAT-TUNお宝ショット館④ P」との小見出しの下に、写真甲12-105ないし113が掲載され、3か所に原告Pに関する短い記述がある。

j 90ないし99頁は、「第5章 N N 新しい息吹は歌とともに」の章で、90、91、94、95及び97頁に、原告Nについて、自分を見つめ直して自分らしさを取り戻したこと、ソロコンサートが予定されていることなどを記述する文章があり、91及び95頁には、写真甲12-126および136が掲載されているが、各写真についての説明はない。

96,98及び99頁には,写真甲12-137ないし141が掲載され,これらには,それぞれの写真の脇に各原告に関する短い記述

があるが、その内容とそれぞれの写真との間に格別の関連はない。

92及び93頁には、「KAT-TUNお宝ショット館⑤ N」との小見出しの下に、写真甲12-127ないし135が掲載され、3か所に原告Nに関する短い記述がある。

k 100ないし111頁は、「第6章 M M どっこいサイエンスを 極めよう」の章で、100、101、104、105、108及び1 09頁に、原告Mについて、努力家であり、冷静な目を持っているこ と、単独での舞台が予定されていることなどを記述する文章があり、 101、105及び108頁には、写真甲12-142、152及び 159が掲載されているが、各写真についての説明はない。

106及び107頁には、写真甲12-153ないし158が掲載され、これらには、それぞれの写真の脇に各原告に関する短い記述があるが、その内容とそれぞれの写真との間に格別の関連はない。

102及び103頁には、「KAT-TUNお宝ショット館⑥ M」との小見出しの下に、写真甲12-143ないし151が掲載され、2か所に原告Mに関する短い記述がある。

- 1 110及び111頁には、「KAT-TUN Special Profile 1998~2008」との小見出しの下に、KAT-TUNに関する1998年から2008年までの主な出来事が記載され、写真甲12-160ないし166が掲載されている。
- m 112頁には、奥付と編著者の紹介が記載され、写真甲12-16 7ないし172が掲載されている。

- n 裏表紙には、目次とともに、「KAT-TUN Photo&Epi sode Tough Guys」、「KAT-TUNお宝ショット 館」と記載され、写真甲12-177が掲載されている。そして、裏 表紙の袖には、写真甲12-173ないし176が掲載されている。
- (イ) 本件書籍12は、その題名を「KAT-TUN Photo&Episode Tough Guys」とし、表表紙に「全160カットお宝プライベートフォト&ライブ写真満載!」、背表紙に「お宝フォト満載」及び裏表紙に「KAT-TUNお宝ショット館」との記載があるように、KAT-TUNのメンバーである原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rを被写体とする写真を大量に掲載した写真集である。

すなわち、本件書籍12は、全112頁のうち83頁にわたり、上記原告らを被写体とする写真176枚(そのうち142枚がカラー写真である。)を掲載したものであり、しかも、その大部分は、写真だけか、写真の脇に短い記述を添えただけのものである。そして、序章及び第1章ないし第6章の各章には、それぞれKAT-TUNやそのメンバーである各原告に関する記述があり、そのページ数は、序章から順次10頁、6頁、6頁、9頁、7頁、5頁、6頁になるが、これらの記述の内容と本件各写真の枚数やその取り扱われ方等に照らすと、いずれの記述も、本件各写真の添え物として、写真を掲載した各章の導入としての意義があるというにとどまり、これを超えて、独立した意義があるということはできない。

これらの事情に照らすと、本件書籍12は、本件各写真を鑑賞の対象 とすることを目的とするものというべきである。

そうすると、被告が本件各写真を本件書籍12に掲載する行為は、原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q又は原告Rの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、専ら上記原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、上記原告らのパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となるというべきである。

- 2 次いで、争点3のうち、パブリシティ権の侵害により原告らが受けた損害の額について、判断する。
  - (1) 被告が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為は、原告らのパブリシティ権を侵害するものであるところ、パブリシティ権は、先に判示したように、肖像等が有する商品の販売等を促進する顧客吸引力を排他的に利用する権利であるから、原告らは、それぞれ、被告の行為により、本件各書籍の出版に当たり、それぞれを被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭に相当する額の損害を受けたものと認められる。
  - (2) そこで、原告らが、本件各書籍の出版に当たり、それぞれを被写体とする 写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額についてみる。
    - ア 証拠(甲13ないし17, 18の1及び2, 19, 乙7ないし10)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。
      - (ア) ●(省略) ●は、原告H、原告I、原告J、原告K及び原告Lから それぞれの肖像に関する権利等の管理の委託を受けて、平成14年5月

10日,株式会社マガジンハウスとの間で,● (省略)●が株式会社マガジンハウスに対し,嵐のメンバーの肖像写真により構成する「嵐 1st写真集 in a rush!」という題名の写真集の製作,発行を許諾し,株式会社マガジンハウスが● (省略)●に対し,次の計算式による出演料を支払うことを合意した。

## ● (省略) ●

- (イ) ●(省略)●は、平成19年1月1日、原告H、原告I、原告J、原告K及び原告Lの肖像に関する権利等を管理する●(省略)●に対し、 嵐のメンバーの肖像写真により構成する「ARASHI AROUND ASIA」という題名の写真集について、印税として●(省略)●を支払うことを約した。
- (ウ) 株式会社集英社は、平成20年9月3日に「ARASHI IS A
   LIVE!」という題名の写真集を発行するに当たり、●(省略)●に対し、次の計算式●(省略)●による許諾料を支払うことを約した。

# ● (省略) ●

(エ) ●(省略)●は、原告M、原告N、原告O、原告P、原告Q及び原告Rからそれぞれの肖像に関する権利等の管理の委託を受けて、平成15年12月25日、株式会社ワニブックス(以下「ワニブックス」という。)との間で、●(省略)●がワニブックスに対し、KAT-TUNのメンバーの肖像写真により構成する「KAT-TUN 1st.inNEW YORK」という題名の写真集の出版権を設定し、ワニブックスが●(省略)●に対し、●(省略)●

(オ) ● (省略) ●は、平成21年8月3日、● (省略) ●との間で、●
 (省略) ●が● (省略) ●に対し、KAT-TUNのメンバーの肖像写真により構成する「KAT-TUN LIVE DOCUMENT P
 HOTOBOOK "BREAK the RECORDS"」という題名の写真集の制作、発行及び販売を許諾し、● (省略) ●が● (省略)
 ●に対し、次の計算式による権利使用料を支払うことを合意した。

#### ●(省略)

- イ 上記ア認定の事実によれば、●(省略)●は、原告らの肖像写真により構成する写真集の出版等を許諾した場合に、出版社から、●(省略)●を受領しているから、本件各書籍の出版に当たり、原告らがそれぞれを被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件各書籍の本体価格の10%に相当する額に発行部数を乗じた金額を下らないものと認められる。
- ウ 証拠(乙1の1ないし12)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。
  - (ア) 被告は、本件書籍1の印刷、製本を城南グラビヤ株式会社(以下「城南グラビヤ」という。)に依頼し、城南グラビヤは、平成20年9月17日から平成21年2月3日までに本件書籍1を合計2万8000部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成20年10月1日ころに本件書籍1の販売を開始して、少なくとも2万7294部販売した。
  - (イ) 被告は、本件書籍2の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成20年10月27日から平成21年8月7日までに本件

書籍2を合計2万4000部印刷,製本して,被告に納品し,被告は, 平成20年11月5日ころに本件書籍2の販売を開始して,少なくとも 2万1555部販売した。

- (ウ) 被告は、本件書籍3の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成20年10月27日から平成21年1月21日までに、本件書籍3を合計1万9000部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成20年11月5日ころに本件書籍3の販売を開始して、少なくとも1万7064部販売した。
- (エ) 被告は、本件書籍4の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成20年10月9日から平成21年2月23日までに本件書籍4を合計2万5000部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成20年10月25日ころ、本件書籍4の販売を開始して、現在に至るまで、少なくとも2万2837部販売した。
- (オ) 被告は、本件書籍5の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成20年9月17日から平成21年1月21日までに本件書籍5を合計3万1000部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成20年10月1日ころに本件書籍5の販売を開始して、少なくとも2万9985部販売した。
- (カ) 被告は、本件書籍6の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成19年9月25日から平成21年8月17日までに本件書籍6を合計3万9000部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成19年9月28日ころに本件書籍6の販売を開始して、少なくとも

3万6386部販売した。

- (キ) 被告は、本件書籍7の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成18年8月30日に本件書籍7を2万部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成18年9月5日ころに本件書籍7の販売を開始して、少なくとも7663部販売した。
- (ク) 被告は、本件書籍8の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成18年8月30日に本件書籍8を2万部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成18年9月5日ころに本件書籍8の販売を開始して、少なくとも5798部販売した。
- (ケ) 被告は、本件書籍9の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成18年4月28日から平成21年5月20日までに本件書籍9を合計4万6500部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成18年5月15日ころに本件書籍9の販売を開始して、少なくとも4万4829部販売した。
- (コ) 被告は、本件書籍10の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成18年3月2日から平成18年6月21日までに本件書籍10を合計4万5000部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成18年3月15日ころに本件書籍10の販売を開始して、少なくとも4万2218部販売した。
- (サ) 被告は、本件書籍11の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南 グラビヤは、平成17年8月24日から平成18年8月7日までに本件 書籍11を合計6万9000部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、

平成17年8月30日ころに本件書籍11の販売を開始して、少なくと も6万6670部販売した。

- (シ) 被告は、本件書籍12の印刷、製本を城南グラビヤに依頼し、城南グラビヤは、平成20年7月25日から平成20年10月2日までに本件書籍12を合計1万2500部印刷、製本して、被告に納品し、被告は、平成20年8月11日ころに本件書籍12の販売を開始して、少なくとも1万1007部販売した。
- 工 本件各書籍の本体価格は、いずれも定価1300円であるところ、上記 ウ認定の事実によれば、本件各書籍の発行部数は、本件書籍1が2万8000部、本件書籍2が2万4000部、本件書籍3が1万9000部、本件書籍4が2万5000部、本件書籍5が3万1000部、本件書籍6が3万9000部、本件書籍7が2万部、本件書籍8が2万部、本件書籍9が4万6500部、本件書籍10が4万5000部、本件書籍11が6万9000部、本件書籍12が1万2500部であるから、原告らがそれぞれを被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額、すなわち、本件各書籍の本体価格の10%に相当する額に発行部数を乗じた金額は、次のとおりである。
  - (ア) 本件書籍1 364万円(1300円×10%×2万8000部)
  - (イ) 本件書籍2 312万円(1300円×10%×2万4000部)
  - (ウ) 本件書籍3 247万円(1300円×10%×1万9000部)
  - (工) 本件書籍 4 3 2 5 万円(1 3 0 0 円×1 0 %×2 万 5 0 0 0 部)
  - (オ) 本件書籍 5 403万円(1300円×10%×3万1000部)

- (カ) 本件書籍 6 507万円(1300円×10%×3万9000部)
- (キ) 本件書籍 7 260万円 (1300円×10%×2万部)
- (ク) 本件書籍8 260万円(1300円×10%×2万部)
- (ケ) 本件書籍9 604万5000円

(1300円×10%×4万6500部)

- (a) 本件書籍10 585万円(1300円×10%×4万5000部)
- (サ) 本件書籍11 897万円(1300円×10%×6万9000部)
- (シ) 本件書籍12 162万5000円

(1300円×10%×1万2500部)

(3) 以上に基づき、各原告らが受けた損害の額を算定する。

#### ア 原告Hについて

- (ア) 原告日は、本件各写真を本件書籍1及び6に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告日が自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍1については全額の364万円、本件書籍6については5分の1の101万400円であるから、原告日は、これらを合算した465万4000円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,4 6万5400円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告Hが受けた損害の額は、合計511万9400円 になる。

## イ 原告 I について

- (ア) 原告 I は、本件各写真を本件書籍 2 及び 6 に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告 I が自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍 2 については全額の 3 1 2 万円、本件書籍 6 については 5 分の 1 の 1 0 1 万 4 0 0 0 円であるから、原告 I は、これらを合算した 4 1 3 万 4 0 0 0 円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,4 1万3400円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告 I が受けた損害の額は、合計 4 5 4 万 7 4 0 0 円 になる。

#### ウ 原告」について

- (ア) 原告 J は、本件各写真を本件書籍 3 及び 6 に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告 J が自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍 3 については全額の 2 4 7 万円、本件書籍 6 については 5 分の 1 の 1 0 1 万 4 0 0 0 円であるから、原告 J は、これらを合算した 3 4 8 万 4 0 0 0 円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,3 4万8400円と認めるのが相当である。

(ウ) そうすると、原告 J が受けた損害の額は、合計 3 8 3 万 2 4 0 0 円 になる。

### エ 原告Kについて

- (ア) 原告 K は、本件各写真を本件書籍 4 及び 6 に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告 K が自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍 4 については全額の 3 2 5 万円、本件書籍 6 については 5 分の 1 の 1 0 1 万 4 0 0 円であるから、原告 K は、これらを合算した 4 2 6 万 4 0 0 0 円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,4 2万6400円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告Kが受けた損害の額は、合計469万0400円 になる。

# オ 原告しについて

- (ア) 原告Lは、本件各写真を本件書籍5及び6に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告Lが自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍5については全額の403万円、本件書籍6については5分の1の101万400円であるから、原告Lは、これらを合算した504万4000円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告

の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,5 0万4400円と認めるのが相当である。

(ウ) そうすると、原告Lが受けた損害の額は、合計554万8400円 になる。

# カ 原告Mについて

- (ア) 原告Mは、本件各写真を本件書籍7、11及び12に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告Mが自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍7については2分の1の130万円、本件書籍11については6分の1の149万5000円、本件書籍12については6分の1の27万083円(円未満切捨て。以下同じ。)であるから、原告Mは、これらを合算した306万5833円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,3 0万6583円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告Mが受けた損害の額は、合計337万2416円 になる。

# キ 原告Nについて

(ア) 原告Nは、本件各写真を本件書籍7,11及び12に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告Nが自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍7については2分の1の130万円、本件書籍11については6分の1

の149万5000円,本件書籍12については6分の1の27万08 33円であるから,原告Nは,これらを合算した306万5833円の 損害を受けたものと認められる。

- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,3 0万6583円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告Nが受けた損害の額は、合計337万2416円 になる。

# ク 原告Oについて

- (ア) 原告Oは、本件各写真を本件書籍8、11及び12に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告Oが自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍8については2分の1の130万円、本件書籍11については6分の1の149万5000円、本件書籍12については6分の1の27万083円であるから、原告Oは、これらを合算した306万5833円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,3 0万6583円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告Oが受けた損害の額は、合計337万2416円 になる。

#### ケ 原告Pについて

- (ア) 原告Pは、本件各写真を本件書籍8、11及び12に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告Pが自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍8については2分の1の130万円、本件書籍11については6分の1の149万5000円、本件書籍12については6分の1の27万083円であるから、原告Pは、これらを合算した306万5833円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,3 0万6583円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告 P が受けた損害の額は、合計 3 3 7 万 2 4 1 6 円 になる。

#### コ 原告Qについて

- (ア) 原告Qは、本件各写真を本件書籍9、11及び12に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告Qが自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍9については全額の604万5000円、本件書籍11については6分の1の149万5000円、本件書籍12については6分の1の27万0833円であるから、原告Qは、これらを合算した781万0833円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,7

8万1083円と認めるのが相当である。

(ウ) そうすると、原告Qが受けた損害の額は、合計859万1916円 になる。

# サ 原告Rについて

- (ア) 原告Rは、本件各写真を本件書籍10ないし12に掲載する行為により、パブリシティ権を侵害されたところ、原告Rが自己を被写体とする写真の使用を許諾する場合に通常受領すべき金銭の額は、本件書籍10については全額の585万円、本件書籍11については6分の1の149万5000円、本件書籍12については6分の1の27万0833円であるから、原告Rは、これらを合算した761万5833円の損害を受けたものと認められる。
- (イ) 本件事案の内容,認容額及び本件訴訟の経過等を総合すると,被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用に相当する損害の額は,7 6万1583円と認めるのが相当である。
- (ウ) そうすると、原告Rが受けた損害の額は、合計837万7416円 になる。
- (4) したがって、被告は、原告Hに対し511万9400円、原告Iに対し454万7400円、原告Jに対し383万2400円、原告Kに対し469万0400円、原告Lに対し554万8400円、原告M、原告N、原告O及び原告Pに対しそれぞれ337万2416円、原告Qに対し859万1916円、原告Rに対し837万7416円並びに上記各金員に対する不法行為の後の日である平成21年8月26日(訴状送達の日)から支払済みまで

民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

3 そこで、争点 2 (被告が本件各写真を撮影し、これを本件各書籍に掲載する 行為が、みだりに自己の容貌等を撮影されず、また、自己の容貌を撮影された 写真をみだりに公表されない人格的利益を侵害するか否か)について、判断す る。

原告らは、被告の行為により、上記利益を侵害され、その結果、被告が本件 各書籍を出版するについて、その肖像写真、氏名及びグループ名等の使用を許 諾した場合に得ることができる利益に相当する額及び弁護士費用相当損害金 の損害を受けたと主張する。

ところで、仮に被告が本件各写真を撮影し、これを本件各書籍に掲載する行為が原告らの上記利益を侵害するものであるとしても、このことから、直ちに、原告が写真等の使用を許諾した場合に得ることができる利益に相当する額及び弁護士費用相当損害金の損害を受けることにはならず、本件において、原告らが上記のような損害を受けたことを認めるに足りる証拠もない。

したがって、原告らの上記利益の侵害を理由とする損害賠償請求は、その余 の点について判断するまでもなく、理由がない。

4 争点 4 (原告らが被告に対し本件各書籍の出版及び販売の差止め並びに廃棄 を請求することができるか否か) について、判断する。

弁論の全趣旨によれば、被告は、本件各書籍の販売を継続していることが認められ、また、被告は、本件各書籍を出版、販売することが原告らのパブリシティ権を侵害するものではないと主張しているから、これらの事情によれば、被告は、今後、本件各書籍を出版してこれを販売し、又は占有する本件各書籍

を販売するおそれがあるものと認められる。

そして、パブリシティ権が人格権に由来する権利の一内容を構成するものあることに鑑みれば、原告らは、被告に対し、原告らのパブリシティ権の侵害の停止又は予防のために、本件各書籍の出版及び販売の差止め並びに被告が占有する本件各書籍の廃棄を求めることができるというべきである。

## 第4 結論

以上のとおりであって、原告らの請求は、主文第1ないし第3項に記載の限 度で理由があるが、その余は理由がない。

よって, 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第47部

裁判長裁判官 高 野 輝 久

裁判官 三 井 大 有

裁判官小川卓逸は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 高 野 輝 久